The Article 9 Society Hiroshima
第九条の会ヒロシマ
会報113号
2022年4月

世話人代表　藤井純子　URL：http://9-hiroshima.org/
連絡先　〒734-0015　広島市南区宇品御幸1-9-26-413
TEL：070-5052-6580　FAX：082-255-6580
E-mail：fujii@jca.apc.org（藤井）
郵便振替　01390-5-53097 第九条の会ヒロシマ 年会費2,000円

8.6 新聞意見広告2022 にご参加ください！

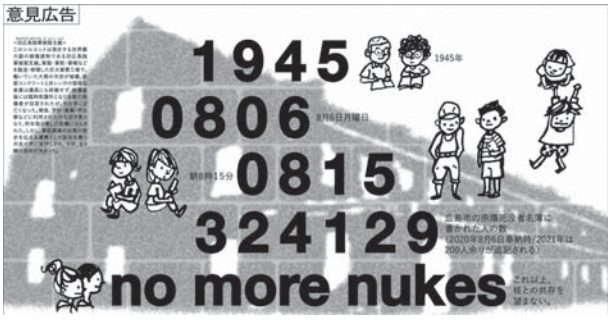

2021 年の 8.6 新聞意見広告イラスト

あなたも平和のスポンサーに

掲載日・掲載紙　2022年8月6日（土）

朝日新聞朝刊**全国版全15段**
中国新聞朝刊**全15段**（予定）

全国に全15段

みんなで作る意見広告 メッセージ募集中

メッセージは 31 字以内　6 月末締切
振替用紙メッセージ欄に皆さんの思い
をやさしい言葉にしてお寄せください。

新聞意見広告への参加は、同封チラシの振り込み用紙でお申し込みを。
チラシは何枚でも送りますので遠慮なくご連絡ください。

会報 113 号　もくじ

1　8.6 新聞意見広告 2022 にご参加ください　藤井純子
2　第九条の会ヒロシマ 30 周年記念集会　市民のめざす社会へ
・22 年憲法をめぐる情勢と市民の役割　高田健
・憲法改悪の濁流が大きくなる前に～私たちが今できること　岸直人
・ミニ講演：「使用済み核燃料のはなし」　石岡真由海
・「ゆりかごを動かす手が世界を動かす」と信じて　石川幸枝
・沖縄の高良鉄美参議院議員の一人声明をご紹介します　菊間みどり
6　自然海岸化へ　豊島有害産業廃棄物不法投棄事件　石井亨
8　河井疑惑　検察、不起訴を一転　被買収議員 34 人起訴　山根岩男
10　戦争体制に歯止めを　新田秀樹
12　ミャンマー市民の反クーデター・民主化運動　日本の私たちの責任　小武正教
14　共生考 XIV　もうひとつの “水平社宣言”　笹川俊春
16　日本軍性奴隷制問題の解決を一刻も早く　岡原美知子
18　第九条の会ヒロシマ総会 2022 報告
19　活動報告
20　お知らせ・後記

第九条の会ヒロシマは「ストップ！改憲、憲法を活かせ」と声を上げて 30 年を迎えた。衆議院は改憲派が 3 分の 2 を上回り、今夏の参院選でも改憲与・野党は改憲発議のできる議席獲得を狙っている。これほどの改憲の危機にも対しても私たちは立ち向かい、ともに声を上げ続ける。

武器を使えばあんなにも命が軽くなるのか。ウクライナだけでなくミャンマーでもシリアでも…　侵略や戦争犯罪への抗議は当然だ。しかし日本政府は、戦争当事国のどちらにも味方せず、9 条を掲げ、停戦へ向けた仲裁や、人々が生きていくための支援にもっと働いてほしい。

にもかかわらず改憲派は「核共有も視野に」「9 条で国を守れるのか」などこの惨状をも利用し、戦争する国にしようとしている。これまで改憲させていないのも、憲法、とりわけ 9 条を支持する人々が圧倒的に多く「変えるな」と声を上げてきたからだ。戦争する国にしようとする時、人々の思想・信条、自由な行動を脅かす「重要土地規制法」「経済安保法」などの法律を次々に制定し、施行しようとしている。命も人権も奪われ、軍事優先では、貧困・格差・差別…は増すばかりだ。いよいよ改憲阻止、正念場！

戦争させない、9 条壊すな！総がかり行動は全国に拡がり、国会前でも各地でも活発な行動が繰り広げられている。5 月 3 日の憲法記念日には、全国で大小の様々憲法集会やイベントが続々と行われる。

第九条の会ヒロシマもその輪に入って、8 月 6 日、新聞意見広告の全国掲載に取り組む。核のない平和な社会をめざし、あなたも新聞に名前を載せて主権者としての意思表示を。子どもたちの輝く未来のために、いのち・人権を大切に！　これからもずっと９条を！
8.6 新聞意見広告にぜひご参加ください。（藤井純子）

平和といのちと人権を！5・3 ヒロシマ憲法集会

市民がつくる新しい社会

憲法をいかす私たちの選択を

5月**3**日（憲法記念日）10 時～ 12 時　広島弁護士会館
参加費 500 円　学生、障がい者無料
講師；佐々木寛さん（市民連合＠新潟共同代表
新潟国際情報大学教授）

参院選で、憲法を守り、いかす野党共闘候補を勝利させるために、新潟の取り組みに学び、「戦争させない、9 条守れ」の声をヒロシマでも大きくしていきましょう。

主催：戦争させない・9 条壊すな！ヒロシマ総がかり行動実行委員会

改憲を共に阻んだ30年　更に厳しい道を共に歩む

藤井純子（第九条の会ヒロシマ世話人代表）

毎年､春分の日に行なっている第九条の会ヒロシマ総会と記念集会を3月21日に30周年を記念して行いました。発言者10人と欲張りすぎで時間超過でしたが、懸命に取り組まれていることに感動し真剣に聞いてくださったように思います。内容も濃く、エネルギッシュな皆さんの活動には、元気を頂きました。

また強力な協力者と家主の弁護士のお陰でオンラインも実現でき参加者と共に感謝しています。コロナまん延防止措置が解除されて会場参加も思いのほか多く、嬉しい出発となりました。

右のプログラムのように、広島というローカルではありますが、市民運動がギュッと凝縮され問題点を分かりやすく話してくださいました。この会報にも掲載し、会員さんや賛同者の皆さんと共有したいと思います。

スピーチを聞きながら考えさせられることがたくさんありました。一人の命・人権が気づかずに奪われ、また奪っていないか、一人の命の重さは同じ、平和に生きる権利も持っている、にもかかわらず、年齢や性別や身分、生まれた場所やお金によって差別してきた社会も自分もあらためて問い直そうと思いました。また結集とは何か、目的を達するために焦って何かを忘れていないか、考え続けていこうと思いました。

この集会で何より心強いと思ったのは、それぞれの課題に取り組む時、憲法が大切になる、改憲させてはならない、共に立ち向かおうという思いが感じられたことです。この1年、改憲を阻むことは大変厳しい状況ですが、高田さんが言われたように力の源泉は「草の根」にこそあります。意見をたたかわせ、考え、行動し力をつけていきたいと思います。（藤井）

ビデオメッセージ：「22年憲法をめぐる情勢と市民の役割」

高田健（戦争させない・９条壊すな！総がかり行動実行委員会共同代表）

第九条の会ヒロシマの九条を守り、いかすためのたゆみない努力に敬意を表します。それにしても、日本国憲法第9条は今、最大の危機を迎えていると言っても過言ではないように思います。

ロシアのウクライナ侵略の暴挙に乗じた改憲論議の高まりです。これはまさに｢ショックドクトリン･惨事便乗改憲論｣です。改憲派はネットを含めたさまざまなメディアを使って、九条に対する一斉攻撃をはじめ、軍事力の拡大を正当化しています。安倍晋三元首相や維新の会などは｢台湾海峡の危機｣を煽り､｢核シェアリング｣の議論を進めようといい、｢非核３原則｣を放棄しようとしており、敵基地攻撃能力・ミサイル攻撃への打撃力を保有するといい、相手国の爆撃を正当化しています。歴代内閣が維持してきた｢専守防衛｣すら、風前の灯火で、これらは憲法第９条の破壊です。

情勢はますます第９条の大切さを示していると思います。戦争にならないためには、軍事力の強化に頼るのではなく、平時から、隣国を武力で威嚇したり、覇権を争そうことのない、平和創造活動が極めて大切であることです。

コロナ危機に際して憲法に緊急事態条項を導入しようと､｢オンライン国会導入｣が進められています。憲法審査会は先ごろ、衆議院正副議長と議運委員長に｢報告｣を提出しました。コロナ禍を理由にして､憲法56条1項の｢出席｣という文言を､｢オンラインによる出席｣も含まれると解釈したものです。改憲派はこれを｢緊急事態条項改憲｣の呼び水にしようと、さらに緊急時の国会議員の任期の延長にかかわる議論に進めようとしています。荒唐無稽な｢緊急事態｣の議論を前提にして、憲法と現行法制でも可能な緊急時対応を改憲に結び付けようとする企ては許されません。

憲法審査会がこの報告をきわめて短期間の審議で｢採決｣したのは少数意見の尊重など憲法審査会の不文律から見て不当であり､また憲法審査会が憲法の｢解釈｣を強行したことも不当です。

改憲派は立憲野党の協働に楔を打ち込み、維新の会を急先鋒に仕立てて、7月の参院選で、改憲発議要件の3分の2の議席を獲得しようと全力を挙げています。そうすれば、次の参院選まで、大きな国政選挙がないという｢黄金の３年｣がきて、その期間中に改憲発議と国民投票の実施をするというわけです。そのために、安倍改憲の失敗の教訓である｢世論の壁｣を崩そうと、草の根での改憲論の盛り上げを図り、全国で集会の開催などに取り組んでいます。

私たちは国の進路を大きく誤らせる、自民党などが企てる改憲を許すわけにはいきません。いま取り組んでいる｢憲法改悪を許さない全国署名｣運動を通じての｢対話運動｣はまさにこの自民党などとの、｢世論の獲得｣をめぐっての草の根でのたたかいです。改憲派はメディアを使って、市民と野党の共同を分断しようと躍起になっています。

こうしたなかでの私たちの運動は、決して容易ではありませんが、市民と立憲野党は協力してきたる参院選で改憲派の３分の２割れをつくり出すために全力で奮闘しましょう。そのために32か所の１人区で、可能な限り立憲野党の候補者の１本化を、市民と野党の協働でつくりだすことです。そして他の複数区や比例区で改憲に反対する立憲野党の候補の前進を勝ち取りましょう。

当面、参議院選挙での勝利に全力をあげながら、万万が一、改憲派が改憲の発議と国民投票にもち込むようなことがあれば、安倍改憲を失敗に追い込んだ｢世論の壁｣を再構築し、国民投票に立ち向かい､勝利しましょう。私たちの力の源泉は｢草の根｣にこそあります。

3.21 第九条の会ヒロシマ 30 周年記念集会　市民のめざす社会へ

ー　プログラム　ー

◆ ビデオメッセージ : 高田健さん　「22 年憲法をめぐる情勢と市民の役割」
（戦争させない・９条壊すな！総がかり行動実行委員会共同代表）

◆ 市民のめざす社会へ　各課題から

・岸直人さん　（教科書問題を考える市民ネットワーク・ひろしま）
・菊間みどりさん　（広島と沖縄をむすぶ ドゥシグヮー）
・新田秀樹さん　（重要土地規制法廃止を求める会・広島）
・笹川俊春さん　（共生フォーラムひろしま）
・ミニ講演：石岡真由海さん　「使用済み核燃料のはなし」
（3・11 フクシマを忘れない広島県東部市民ネットワーク）
・足立修一さん　（核兵器廃絶をめざすヒロシマの会）
・岡原美知子さん　（日本軍「慰安婦」問題解決ひろしまネットワーク）
・小武正教さん　（ミャンマー (ビルマ) 市民の訴えを聞く会）
・石川幸枝さん　（ヒロシマ総がかり行動実行委員会）

憲法改悪の濁流が大きくなる前に ー 私たちが今できること

岸直人（教科書問題を考える市民ネットワーク・ひろしま事務局）

堀川恵子さんは 2015 年の「原爆供養塔―忘れられた遺骨の 70 年」の中でこう書いています。

> 人間はおろかで弱い。強いものにすがりたくなる。行儀の悪い隣人がいて、それをやっつけろと責め立てる力強い声が上がれば、賛同したくなる時もある。いざ大きな潮流が動き始めると、どんな優れた政治家も、著名な文化人も、作家もマスコミも、みなその流れに巻きこまれ、むしろ加担していく。一旦、流れ始めた濁流に一人で立ちはだかることができるほど人は強くない。70 年前、私たちはそのことを経験し教訓を学んだ。
> だからこそ、戦後の日本はたとえ戦いに踏み出しそうになっても、身動きがとれぬよう、二度と戦争ができぬよう、自らに対してどこの国よりも重い手かせ足かせを課してきた。それは、同じ過ちは繰り返さないという覚悟の上に築いた平和を維持するための「装置」でもあった。その「装置」をもっともらしい理由を並べて強引に取り外そうという動きが、今の日本にある。

日本の軍事力強化を求める改憲勢力が衆議院選挙後に台頭し、ロシアのウクライナ侵略を契機として「平和維持装置」としての日本国憲法、とりわけ憲法第９条を強引に取り外そうとしています。

教育の世界では、この４月から始まる高校生の必修の新科目『公共』で、憲法学習の「解体」が進み、若者たちが「平和維持装置」を重視しないようになる危険性が増大しています。

その大きな理由は、『公共』では系統的に学ぶべき憲法学習がばらばらにされているので、憲法の重要性が学びにくい教科書構成になっていることです。これまでは、系統的な憲法学習で自衛隊や安全保障の意味を学んでいたものが、「安全保障環境の変化の中で自衛隊の役割を考える」というように大きく変質したので、「行儀の悪い隣人が攻めてきたらそれをやっつけろと責め立てる力強い声」に従いやすくなっているのです。このような学習の結果、「ウクライナのようになりたくなければ自衛隊を憲法に明記して軍事力を強化するのがよい」と、「平和維持装置」を外す世論形成が進むことを危惧しています。

もう一つの危険な動きは、右派勢力による憲法学習への攻撃です。今年の２月、国会で山本剛正維新の会議員は、日教組の教育研究集会で報告された小学生の憲法学習について「日教組は護憲を植え付ける意図がある」との産経新聞の記事を使い、政府に対して「学校教育が改憲を妨げているから政府が改善せよ」という発言をしました。これは、教育実践を声高に攻撃して、憲法学習を委縮させ、改憲を進める党利党略のための子どもたちへの不当な攻撃です。このように、改憲勢力は教科書を変えさせ、憲法学習を攻撃することによって若者たちを改憲と軍事力強化に導こうとしています。

憲法 9 条は、被爆という未曾有の犠牲によってあがないとられた国民的な遺産であり、戦争に対する厳しい反省の上に立った先見的思想です。そして、日本の侵略戦争への反省と、平和・人権・民主主義を根幹とする絶対不戦の思想です。「行儀の悪い隣人をやっつけろ」という声が濁流となる前に、私たち市民の小さな声を大きくしていく以外に方法はありません。

日本の市民とウクライナの市民とロシアの市民とそして世界の市民が手をつなぎ、憲法９条という「平和維持装置」を活かして戦争を止める声を大きくしていこうではありませんか。

ミニ講演：「使用済み核燃料のはなし」

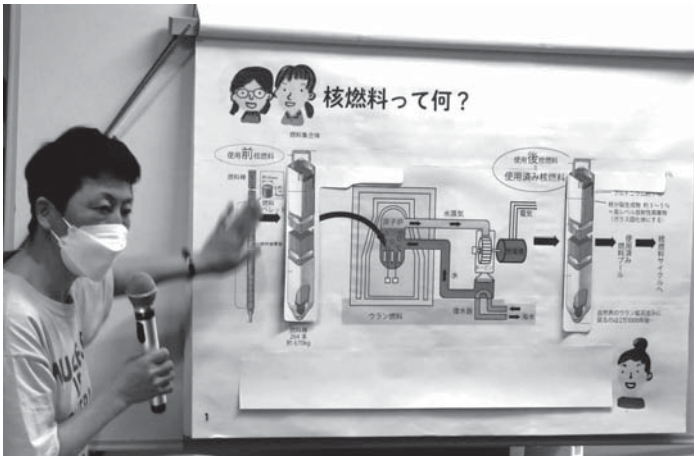

石岡真由海さん手作りの模造紙の資料をめくりながら
（出前授業可能とのこと）

石岡真由海
（3・11 フクシマを忘れない広島県東部市民ネットワーク）

第九条の会ヒロシマ30周年おめでとうございます。
記念の会に機会をいただき、原子力発電所で使い終わったウラン燃料＝使用済み核燃料を入り口に、原発と私たちの未来を考える30分間のミニ講座です。

「できないループ」の中の核エネルギー政策

原子力発電所で使うウランを原料とする燃料を核燃料といい、使い終わると使用済み核燃料＝核のゴミになる→日本にはすでにウラン重量に換算して1万9千トンの使用済み核燃料があり、そこからウランとプルトニウムを取り出し再処理してもう一度核燃料にする「核燃料サイクル計画」が原子力エネルギー政策の基本になっている→すでに取り出したプルトニウムが46トン以上もあるのに再処理工場の稼働は頓挫したままで実現不可能→原発を再稼働すれば使用済み核燃料も核のゴミも増え続ける→核ゴミの最終処分場も決まらず処分方法も確立されておらず→「できないループ」の中で私たちの財布から巨額の税金と電気代だけが原発の存続のために出続けている→その金は原発立地自治体の交付金依存を長引かせ地方自治を名ばかりのものにし地方を差別し住民を分断し、放射能の危険性を「安全・安心」と言い換え思い込ませるための研究や学問に投資されている→現状を見れば私たちは私たちの未来を自らの手で暗いものにしているのがわかります。

原発にすがりつき無駄にしたこの11年

東京電力福島第一原発事故から11年の間、原発にしがみついたエネルギー政策を改めることなく、脱炭素を言い訳に原発回帰に躍起になってきたツケが先日の計画停電騒ぎであらわになりました。今年3月16日に起きた福島沖地震で東京電力と東北電力の火力発電所が被災し夜間の暖房に電力が不足しそうというのがその理由でした。政府は緊急の節電をテレビ等で呼びかけ、何度も「生活に支障をきたさない範囲での暖房の設定温度を下げるなど協力を」と呼びかけ、その夜の計画停電は回避されました。11年もあったのに、東日本と西日本の電気の融通を可能にしてこなかったこと、自然エネルギーを効率的に使用するためのシステムやインフラ整備をしてこなかったこと、原発回帰ではなくこの無策こそ指摘されなければならないことです。さらに今回のロシアによるウクライナ侵攻で原発が戦争の道具にされました。チェルノブイリ原発事故による高濃度汚染区域で塹壕を掘ってしまったロシア兵が被曝したことは、わずか数十年で核惨事の伝承は途切れることを証明しています。プルトニウム管理するために必要な時間は２万４千年です。私たちは正気を保ちながらよりマシな未来を作り出さなければなりません。

原子力の専門家ではない私たちはこの問題の前に無口になるべきでしょうか？　いいえ、原発問題は差別や人権侵害を引き起こし気が遠くなる時間に影響を及ぼすのですから、誰でもが当事者です。口を開きましょう。核燃料サイクル計画という非現実的な計画の中で賛成・反対に分断されたままで良いのでしょうか？いいえ、この11年は原発なしでやっていけることの証です。破綻したこの計画を認め、一刻も早く全原発の閉鎖を実行し、幻にすがらない議論を進めましょう。

私の講座は大きな模造紙の資料を一枚一枚めくって説明する昔ながらの講座です。テクノロジーの進化という一方通行のイメージが原発の安全神話を支え、しかしそれは地震という自然現象であっけなく崩れた今、アナログな手法に立ち返る視点を手放さないことが大切だと思っています。懐かしい味わいすら感じるこの手法を、遠方からリモート参加で視聴するという混ざり合った状況こそ、私たちのエネルギー政策のイメージの基本ではないかと思うのは大げさでしょうか。生身の人間の暮らしの中から原発を考え続けることが、原発事故を忘れないことだと思います。

原発問題は核の問題であり、人権問題であり、地方自治のあり方を住民に問うことでもあります。敗戦と原爆を改めて学び直すその道の上に、原発のない私たちの未来を描く道しるべがあると思います。各地で原発に取り組む人々と繋がり支えあいながら、焦らず急いで原発からの卒業を進めていきたいですね。

ゆりかごを動かす手が世界を動かす

石川幸枝（保育９条の会　戦争させない！９条壊すな！ヒロシマ総行動共同代表）

2004 年 9 人の作家・学者・研究者によって「9 条の会」の呼びかけがあり全国各地に大小問わず「9 条の会」が誕生しました。この広島県内にも 80 を超える「9 条の会」が結成され「9 条を守り改憲を許さない」活動交流が続けられてきました。今では総がかり行動、ヒロシマの女たちの会と活動が広がりましたが、1992 年に第九条の会ヒロシマを誕生させた先見性に心底敬意を抱いています。私が、仕事と同等に憲法を守る「改憲を許さない」活動を大事にしているのは何故かをお話し致します。

私は愛知県で生まれ育ちました。小学校 5・6 年生の担任の先生が私たちに熱心に語り継いだことが「広島の原爆」の話でした。その先生は軍都広島の軍医でした。8 月 6 日は岡山出張で直接被爆はされなかったのですが、すぐに帰られた時の広島の惨状をリアルに話してくれました。私の頭の中には原爆が広島を破壊した様子や焼きただれた皮膚など鮮明に描かれました。6 年生では「原爆許すまじ」の歌を歌いました。大学生になって本屋で見つけた「原爆のはなし」を手に取った時、私の頭の中に描かれたと同じ絵があり、びっくりしたものです。

保育者になり、子どもたちに「空箱で何でもいいから作ってみよう」というと、戦車やミサイルを作る子が多くいたのです。「戦車って何するもの？」「戦争するもの」「ミサイルって何するもの？」「悪い人をやっつけるもの」との答え。それで「先生が小学生の時先生から聞いた本当のお話をしてあげるね」と、先の先生から聞いた原爆の話をしました。子どもたちは真剣に聴き「原爆で死んだ人は悪い人だったんだろうか」「普通に仕事をして生活していた人だった」「子どもたちも死んだの」「だから（先生は）戦争は大嫌いなんだよ」と語りました。以来子どもたちには本当の話をすることにしてきました。自分たちのことを大事に思ってくれている大好きな先生が「戦争は嫌い」と言っていた。これを記憶していてほしい。これが私の保育者の原点です。

ウクライナの子どもたちが泣いています。亡くなっています。恐怖の中で過ごしています。障がい者や老人は避難することもできないでいます。今や見境なく殺されています。そのような報道で戦争がどんなものかを今私たちは毎日知ることとなってしまいました。報道規制で国内をコントロールしているロシアの様子と第 2 次世界大戦の時代の日本が重なります。核戦争が起こるのではないかという心配な情勢です。核兵器禁止条約を核保有国にも批准させることが大変重要だと改めて感じます。

昨日 3 月 20 日核廃絶に取り組む若者たちが「模擬締約国会議」を企画して開催しました。「核戦争を回避すべきことは明白で、核廃絶を希求し、あらゆる行動を実施する」と宣言をまとめていました。その中心である学生は、広島で育ち被爆者の人たちから学びそれを行動に結びつけて活動を広げています。この中に私の卒園生がいます。彼が平和活動に取り組むようになった原点は保育園時代の平和教育だと言ってくれました。

「ゆりかごを動かす手が世界を動かす」というペスタロッチの言葉を紹介した広島大学名誉教授の故荘司雅子先生は「平和教育は乳幼児から」と強調されていました。彼女は私が勤める保育園の初代の理事長でもありました。

永年保育に関わってきた私の信条は「子どもたちに平和憲法を手渡したい」です。今、憲法が守れるか「9 条」を守れるか大きな岐路に立っています。一方でウクライナ情勢のもと多くの国民が「戦争はダメ」と声を出しています。

今こそ子どもたちから学んでほしいと思います。原爆ドームを見上げて子どもたちは「なんで大人は喧嘩をして爆弾を落とすんじゃろう？」「僕らはお口で言う」と語ります。武器ではなく 9 条の精神で世界をつつみ戦争を止めたい！！ものです。

沖縄の高良鉄美参議院議員の一人声明をご紹介します

菊間みどり（広島と沖縄をむすぶ ドゥシグヮー）

沖縄県選出の高良鉄美さんは「ロシア非難は当然だが、参議院決議に平和憲法の理念は入っていない」と参議院本会議場から 1 人棄権退出し、独自の声明を発表されたので紹介します。

ーロシアによるウクライナへの武力行使で、多くの無辜の市民が犠牲となって いることに強く抗議する。ウクライナを巡る緊迫した情勢は、西側の欧米とロ シアの覇権争いがもたらした側面が大きいが、どのような理由があろうとも、紛争の解決に武力を用いることは許されない。ロシア軍による攻撃を即時に停止し、部隊を撤収するようロシアに強く求める。

参議院決議案で述べているとおり、武力行使に抗議することは当然であり、その点に異論をはさむ余地はない。ウクライナ国民の生存権が危機に瀕していること を深く憂慮しているが、決議案で「ウクライナと共にある」という言い回しには 違和感がある。今こそ平和憲法を持つ日本が、欧米とは違う立場で、独自にロシ ア、ウクライナに平和的解決を求める積極的な外交を行うべきである。

米軍基地が集中する沖縄は、米国を巻き込む戦争が行われるたびに危険に晒 されてきた。唯一の地上戦を経験した沖縄は、50 年前に本土に復帰するまでも 過酷な道のりを歩んできた。平和憲法を遅れて手にした沖縄県民は、とりわけ平和への願いを強く持ち続けている。

日本は、あらゆる紛争解決に武力を行使しないことを誓った憲法を、今こそ 世界に発信し、積極的平和に貢献すべきである。

2022 年 3 月 2 日　　参議院議員 髙良鉄美

自然海岸化へ　豊島有害産業廃棄物不法投棄事件

石井亨（環瀬戸内海会議顧問）

豊島事件とは、１９９０年兵庫県警の摘発によって知られることとなった、わが国最大の有害産業廃棄物不法投棄事件である。香川県豊島の西端に悪質な事業者によって１３年間にわたって、不法に廃棄物が埋め立てられ、野焼きされ、直下の土壌や地下水にまで汚染が及び、瀬戸内海に流れ出していた。

この事件は、発端とされる 1975 年から数えて、すでに 47 年目に突入している。

2000 年に公害調停が成立して、原状回復への取り組みに着手してからでも、もう 22 年目である。人の業の醜さが招いた、前時代の付けを、いまここで断ち切る試みであり、人の在り方の根本を問いかける問題として現在も進行形である。

事件の経緯

国立公園区域内の広大な土地から土砂を採取していた事業者が、跡地を利用して有害産業廃棄物の中間処理場を建設しようと計画したが、廃棄物を取り扱って事業を行うには知事の許可がいる。この許可申請を行ったのが 1975 年であった。

しかし、この土砂採取そのものが、自然公園法違反、公有水面埋立法違反、文化財保護法違反など多岐にわたる法令を無視していた。

豊島住民は、この事業者の行状から「お金儲けのためには平気で法律を犯す人、こんな事業者が有害なものを扱えるような許可を受けてしまったら、きっとお金儲けのために豊島の環境や、人々の健康を脅かすところまでとことんやってしまうに違いない」と確信する。そして本格的な反対運動へと突入する。

署名活動、デモ、処分場建設の差し止め訴訟、事業者による暴力事件と刑事裁判。激動の混乱に突入するが、知事による「処分所に反対するのは住民のエゴであり、事業者いじめである…豊島は海は青く空気はきれいだが、住民の心は灰色だ」という批判と「間違いは起こさせないから受け入れろ」という説得、そして世間の無関心という暴力の中で、1983 年秋、無害物に限って島にゴミを持ち込むことに同意する。

13 年間の操業は悲惨なもので、許可の範囲を逸脱、いや無視して連日野焼きの煙が立ち上る悪質極まりないものとなり健康被害まででる。県職員の現地立ち入りへの同行、香川県への申し入れ、行政監察局への訴え、警察への駆け込み等々、あらゆる行動をとって悪質な操業を止めようとするが、住民の訴えを聞き入れる者はなかった。

香川県庁の窓から見える豊島の野焼きの煙、県庁へ押しかけ窓際で「あの煙が見えんのか」と怒鳴る豊島住民に、「見えん」と平然とうそぶいて見せる県庁職員。そんなことがまかり通った。

1990 年突然、兵庫県の警察によって事業者が摘発され、違法操業が止まった。報道と共に豊島の一次産品の取引も止まった。事業者の有罪は確定し、他方でこれまで無害であると発表してきた香川県であったが、兵庫県警科学捜査研究所の分析により、その有害性が明かとなった。同時に豊島の再産物農産物の取引が止まる。

香川県は、事業者に対して「生活環境保全」の観点から廃棄物の撤去を命令したが、殆ど撤去が進まないまま、香川県は「有害なものの撤去は終えた」と安全宣言を出してしまう。あらゆる関係者が逃げだした現場には 100 万トン近い廃棄物が残され「豊島の人達が未来永劫向き合えばよいのだ」という現実が目の前に醜くはだかった。

独自に捜査を進めた豊島住民は、香川県が「事業者を恐れて指導しなかったこと」「事業者に聞かれると事業者にとって都合の良い回答（入れ知恵）をしてきた」ことを突き止めた。香川県と事業者は共同正犯と映ったのだ。

1993 年、この事実を基に、豊島住民は香川県を訴えて公害調停を起こした。しかし、行政は権力は行使できるが、（税金で）責任はとれないというとても不器用なシステムでしかない。県が原状回復事業に臨むための世論形成が住民の課題となる。

豊島住民は、「お前たち豊島住民は、瀬戸内海にダイオキシンを垂れ流しやがって迷惑だ、香川県から出ていけ」とののしられながらも、全国に呼び掛けると共に、香川県下 5 市 38 町をくまなく回り、137 会場で豊島問題の勉強会・現地交流会を行うなどの行動を通して、県行政を、国民主権を住民の手に取り戻す主権者運動を展開していく。1000 人の島民で、100 万県民を一人ずつ膝詰めで説得しようと考えたのだ。

一人ひとりが目の前にいる人を説得し論破する必要に迫られ、原本の読み合わせ会など、内部での勉強会も重ねながら、一人ひとりが、あるいは地域社会がステークホルダーとして成長していくという過程をたどったのであった。こうして豊島住民は泣きながら 25 年の歳月を歩み、7000 回を超える直接行動を起こして世論を喚起し、ついに「動くわけがない」と言われた香川県を動かし、撤去、原状回復事業に漕ぎつけたのである。この行動は結果として、これまで大量消費、大量廃棄が当たり前だったこの国を循環型社会へと方向転換させたのであった。全てのリサイクル関連法は、豊島事件に端を発する。またダイオキシン規制もここから始まることになる。

現在、すでに申請人の 8 割以上が他界している。死んでいった人達がつぶやいたのは「わしの代でこの島を汚してしもうた、きれいにする道筋を立てておかんと、死んでも死に切れん。孫子の代まで恨まれるのは、わしゃ嫌じゃ」という言葉である。

遮水壁撤去

2022 年 3 月 1 日、豊島処分地北海岸から汚染水の海への流出を防ぐために設けられていた、遮水壁（鋼矢板全長 44.4m・最大深 18m）の撤去作業が終わった。処分地内の地下水の水質が、排水基準値を下回ったとして、本来の姿である海との間での水の通過を回復するためである。

しかし、いまだにホットスポットと呼ばれる、局所的に排水基準を上回っているところが存在し、注視が必要とされており、引き続き積極的な浄化作業を必要とする可能性が残されている。

拙速な印象を受ける部分もないわけではないが、香川県には、急ぐ理由がある。莫大な費用を要するこの事業は香川県の負担によって行われているが、その費用の１／２強を国が負担（支援）しているという実態がある。

国が費用負担する根拠となっているのが、産廃特措法である。しかし、この産廃特措法は時限立法であり、制定以来一度延長されたが、次の延長は無いとされており、法律の時限満了は令和 4 年度末（2023 年 3 月末）である。

この事業の終了は、地下水水質が環境基準を達成した時であり、未だどの程度の時間を要するかは未知数である。

しかし、現在の想定では、不確実ではありながらも遮水壁及び汚水処理施設関連の撤去、及び施設類撤去後の処分地整地工事までが、大きな費用を要する部分であり、その後は、大きな費用はかからない見通しである。そこで、香川県は国の支援を受けられる間に、これらの事業を終えておきたいと考えている。

もしも、県単独負担となったとき、費用負担に伴う合意形成（県議会等）が難しくなると考えているからだ。

豊島住民も、その事情は理解はしているものの、優先されるのは安全、着実な事業実施であり、監視（監視するという立場での香川県との共働）作業に取り組んでいる。

自然海岸へ（処分地整地）

この問題では、最終的な事業の完了までにはまだ多くの課題が残されているが、最大の課題となっていたのが、処分地の整地方法である。豊島住民は、鋼矢板が撤去できるのであれば、もはや土堰堤を残しておくことに合理性は無いと考えたのだ。

そもそも、2000 年の調停成立時には、鋼矢板製の遮水壁は長年海水や化学物質にさらされる過酷な環境のなかでは、急速に腐食が進み抜き取ることは困難かもしれないという想定があった。また、止水材でつなぎ合わせ、18mもの深度にまで打ち込んだ鋼矢板を抜き取るという経験も、この国にはない。未知なる条件の中で、遮水壁は抜けないかもしれないという前提で、土堰堤等は残置し土地の一部となるという抽象的な合意を行っていたに過ぎない。実際のところ、鋼矢板の腐食は進んでおらず、短期間で抜き取ることは可能として、今回の撤去作業に着手し、わずか 1 カ月で抜き取りが完了した。

整地の議論は平行線をたどったが、2022 年 3 月 27 日「土堰堤を残したまま調停に基づく処理事業は終えて豊島住民に土地を返還する」「豊島住民は自ら新たな主体（NPO 等）を設立し、自ら自然海岸化工事にのぞむ」ことで香川県との最終合意が成立した。現在、豊島住民の求めに応じる形で、香川県は来るべき自然海岸化に向けて支障のないように北海岸側へ雨水が流れるよう場内整地の検討を行っている。処分地北側に広がる 7 ha のアマモ場は陸水で養われているからだ。

改正瀬戸内法と豊島

おりしも、2021 年 6 月、瀬戸内海環境保全特別措置法が改正され、その付帯決議の二には「未利用埋立地等を利用し、自然の力をいかした磯浜の復元に努めること。」が折り込まれた。

1986 年、播磨灘を守る会 15 周年フォーラムの席上、漁師からでた言葉が、38 年の時を経て改正瀬戸内法の付帯決議となったのである。

半世紀を超えて、豊島住民の手により、豊島の不法投棄現場がその最初の事例・象徴として自然海岸によみがえることを願って止まない。

河井大規模買収事件　検察、不起訴を一転　被買収議員34人起訴
「市民の声」が検察を動かした

山根岩男（河井疑惑をただす会事務局長）

「市民の声」が検察を動かし、検察審査会を動かし、「政治とカネ」の奥底にある問題をあぶり出しつつある。河井克行元法相・案里元参院議員夫妻による大規模買収事件、市民 561 人による刑事告発が河井夫妻を買収罪で逮捕・起訴させ、議員辞職に追い込んだ。市民 481 人が金を受け取った 100 人を刑事告発したが、検察は「受け身だった」と一律に不起訴にした。買収は金を配った者ともらった者がセットだ。今度は市民 268 人が検察審査会に「不起訴は不当だ」と申し立て。検察審査会は市民から無作為に選ばれた 11 人が審査する。8 人以上が賛同すれば「起訴相当」の議決となる。東京第 6 検察審査会は 1 月 28 日、起訴相当 35 人、不起訴不当 46 人、不起訴相当 19 人の議決を公表した。これを受け被買収議員に衝撃がはしった。県議 4 人、市議 3 人が辞職、ドミノ現象が起きた。

普通のこと、罪の意識は微塵もない

現金の違法性を認めない広島市議 5 人は 3 月 2 日、記者会見を開き、「罪の意識は微塵もない」と声をそろえ、裁判闘争を宣言した。現金は「氷代や餅代として年 2 回くらい現金を渡されることはこれまでもあった」「選挙中は陣中見舞い、当選後は当選祝いとして渡されることも多々あった」と言い、中元や歳暮、祝いという感じ。「市民県民からみると奇異に映るかもしれないが、長年、広島県・広島市ではこのような儀礼的な贈呈がおこなわれていた」「これはごく普通のこと」であり「罪の意識は微塵もない」と開き直った。さらに弁護士は「岸田さんもやっていた」と付け加えた。

東京地裁は克行・案里夫妻の判決で、①選挙情勢②現金授受の時期③2 人の関係④授受の状況⑤金額など、を個別に検討した上で、総合して考えると票の取りまとめの報酬として供与したと認められる、と述べ、選挙買収と認定した。河井夫妻は控訴を取り下げ判決は確定している。

検察審査会は議決で、「(公選法は) 特に公職にある者が率先して遵守しなければならない法律であるにもかかわらず、受領者の中でも県議、市議、町議、首長という立場で、違法な金員を受領･･･その行為は悪質であり、責任は重大である」としている。自民党は「地盤培養行為」であり選挙活動ではないと主張するが、東京地裁判決、検審の議決の重さを認識すべきだ。

捜査のあり方　裁判の場で・・・

記者会見した 5 人の市議によると、検察官は「克行は選挙を多額の金で買い大罪を犯した。彼を処罰するのが目的だから協力してほしい」と懇願、「先生方は議員をこのまま続けてほしい」とまで言ったという。取り調べは朝から夜まで続き「協力しないなら家宅捜索、事務所や会社も捜索すると脅され、検察官が書いた調書に署名した」と、捜査のあり方を批判した。

最高権力者・安倍首相側近の現職国会議員夫妻を逮捕・起訴するには大変な勇気と決断があったことは間違いない。検察に安倍首相の検察庁長官人事介入への反発があったとも言われている。捜査をめぐっても自白強要による「えん罪」も問題視されてきた。捜査のあり方も裁判の場で争われることになりそうだ。

次々補欠選挙　有権者も問われている

東京地検は 3 月 3 日、検審が出した起訴相当 35 人、不起訴不当 46 人の議決に対して、起訴相当と議決した 35 人のうち 34 人を広島地検に移送した。これをうけ広島地検は不起訴処分を一転させ、現金の違法性を認めた者を略式起訴、否定した者を起訴する方針で再聴取した。この結果、12 日には奥原信也元県議会議長、砂原克規、宮本新八、平本徹の 4 県議が辞職願を提出し、検察審査会が「起訴相当」の議決以降、議員 16 人が辞職することになった。これに伴い、府中市・神石郡、広島市安芸区、安佐北区、山県郡で補欠選挙が行われる。

東京地裁は「民主主義の根幹である選挙」の公正を害したと厳しい判決を、案里・克行に下した。選挙は「民主主義の根幹」、これを私たち主権者である有権者がどれだけ自覚しているだろうか。有権者も問われている。

自民党大惨事、被害者　それは違うぞ！

県議が相次いで辞職願を議長に提出した日、自民党県連の会長代行でもある中本隆志県議会議長は「過去に例のない大惨事だ」と取材に応えた。彼は、自民党本部から案里陣営に溝手陣営の 10 倍にあたる 1 億 5 千万円が送られた事実と買収事件が発覚した時に「われわれ (広島県連) は被害者だ」とも言っていた。河井事件は自民党に属する議員の間で起こした事件だ。2 人は自民党を離党したが、2 人を除名していない。県連は本部にも除名を求めていない。被害者を装うのは、この買収事件の本質を隠す行為でしかない。

同時に、5 人の市議の記者会見でも明らかなように、自民党議員たちは国会議員から地方議員にいたるまで、カネのやりとりを通した政治活動、選挙活動を当たり前のように繰り返してきた。このことは、河井夫妻による大規模買収事件に対する司法の裁きとは別の次元で、「政治とカネ」「選挙とカネ」の根本問題として、問われ続けなければならない。

案里の歳費返還訴訟へ

案里が議員辞職、有罪が確定し失職・当選無効になると「税金泥棒！返還すべきだ」の声は、一段と大きく強くなった。しかし憲法第 49 条に「両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける」とあるだけで返還について法律はない。「ただす会」でも、門前払いにされる、裁判に訴えてまでは、と躊躇していた。この時、静岡の弁護士から「地方議会が条例で返還させた例がある。国会議員にも当てはまる」と働きかけがあり、21 年 4 月、4,942 万円の返還を求める訴訟に踏み切った。東京地裁は予想通り「制度がない」と却下した。高裁に控訴したが、同じ。最高裁に上告している。

この訴訟を契機に国会で法の不備をただす動きが出始め、その意味では大きな成果があった。上脇博之神戸学院大教授は起訴された時点で支払いを停止する、有罪が確定後に国会に出席していた日数で計算する、住民訴訟にあたる国民訴訟も法整備が必要だと指摘している。国民主権の立場で法案の整備を働きかけることが大切だ。

野党統一候補を　「市民連合」が奮闘

2021 年は必ず総選挙がある選挙の年、前哨戦として 4 月の 3 つの補欠・再選挙が注目された。自民党は、北海道は不戦敗、長野も厳しい戦いを強いられる中で、広島は勝てると地元出身の元経済産業省官僚を擁立した。

野党が勝つには、統一候補を立てるしかない。3 区市民連合は 17 年の結成当初から代表の山田延廣弁護士を先頭に「早く選挙区ごとに市民連合つくろう」と呼び掛けてきた。それに応え 20 年秋には 2 区と 5 区に相次いで結成され、野党統一候補実現をめざす 2・3・5 区の 3 市民連合は一気に活気づき、立憲野党に申し入れや市民集会を開くなど統一候補実現に大奮闘。立憲民主は、フリーアナウンサーの宮口治子の擁立を決め、幅広い支持を得るため無所属と発表。3 市民連合はさっそく面会、政策協定を申し入れ政策協定に合意、「市民と野党の力で政治を変える！広島集会」を開催し 160 人が見守る中で 6 項目の政策協定に調印。市民連合は共産党を含む統一候補実現にブリッジ共闘の橋渡し役を果たした。

参院再選挙、争点は「政治とカネ」　学習会で確信

参院再選挙の争点は「政治とカネ」。「ただす会」は 4 月 4 日、宮口候補の応援に駆け付けた郷原信郎弁護士を招いて「河井疑惑と再選挙」をテーマに学習会、緊急にもかかわらず市民 38 人が参加、河井疑惑の構造を解明、参院再選挙の争点、取り組みの基本を学んだ。郷原弁護士は、選挙買収は買収したものと買収されたものがワンセット、買収した河井夫妻だけが有罪で被買収者 100 人が罪に問われないことはあり得ない。検察は必ず被買収者を起訴せざるを得ない、不起訴とすれば検察審査会への異議申し立て、強制起訴に至る。河井疑惑は自民党県連が行ってきた地方議員･有力者等への資金提供を河井本人が独自に行ったもの、自民党政治そのものが問われる問題。河井疑惑をただす活動は選挙期間中もできる「金権選挙は許さない政治活動だ」と話した。

活発に街頭宣伝　みんなで勝ち取った勝利

河井大買収事件の全容解明を求める訴えが選挙戦を大きくリードした。「ただす会」は新たに「選挙に行って政治を変えよう！　他山の石？自民本部から 1 億 5000 万円　自公の責任　市民はだまされんぞ」の横断幕をつくって連日、街頭から訴え続けた。宮口陣営も関心の高さを感じて「政治とカネ」の訴えを強化。「ただす会」は投票日にも中区本通りで「選挙に行って政治を変えよう！」と渾身の呼びかけで若い人たちも関心を寄せていた。野党統一候補の宮口治子が 37 万票を獲得し、自民公認・公明推薦候補に 3 万票差をつけての勝利、歴史的な選挙になった。河井疑惑をただす運動は、金をばらまく自民党選挙そのものへの批判となり、集票マシーンとして動き回ってきた県議・市議などの足を止めたと報じられた。

岸田首相誕生で一変

総選挙は参院再選挙からわずか半年だったが、岸田首相の誕生で一変した。広島 3 区は、全国注目の選挙区であったが、国交相として再入閣した公明・斉藤鉄夫は「信頼回復」を掲げ、克行は総選挙が公示されると控訴を取り下げ、金に汚れたイメージ払拭に動いた。野党統一候補の立憲民主ライアン真由美は、3 区市民連合とも政策協定を結び、「ただす会」は総選挙前から 3 区を中心に独自の宣伝カーを連日走らせて「金権政治を一掃しよう」と訴えた。しかし連合に配慮し、市民と野党の共闘の力を十分に発揮することが出来なかった。

広島県では自民党が 7 小選挙区中 6 つを制した。全国では野党共闘は力を発揮し、59 小選挙区で勝利、33 の選挙区で惜敗、各地で自公勢力を追い詰めた。危機感を強めた自公政権は、共産の閣外協力に的を絞って攻撃し、野党分断を仕掛けた。

前を向いて、市民も選挙に！

安佐南区県議補選は大買収事件がもとでの玉突きで生じた補選だ。「ただす会」で、事務局長である山根が「議会の自浄能力を発揮させるには県議会の中から動きをつくる必要がある」と決意を表明。やまね岩男とともに金権選挙をただす決起集会は 80 人の参加者であふれ、出発式は目標を超える 220 人が集まった。灰岡陣営では自民・公明の地方議員が勢揃いし「革新候補に負けるわけにはいかない」と徹底した組織戦であった。

河井疑惑を追及してきた山根の立候補は「よく立候補を決意してくれた」と歓迎されたが相手を本気にさせた。選挙事務所は何時も笑顔の絶えない楽しい選挙戦で、選挙後も「決して無駄な選挙ではない」と声をかけられた。被買収議員の辞職による補欠選挙が次々行われる。7 月には参院選挙もある。主権者として明日を切り開くために前を向いていきたい。

「戦争体制」に歯止めを

新田秀樹（ピースリンク広島・呉・岩国）

遺骨まじりの土砂は使わせない！

広島市議会で「沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を採取しないことなどを求める意見書」が3月17日の本会議で可決された。議会での採決を優先して、当初あった「辺野古新基地建設中止」の文言を外した不十分な内容だが、それでも可決された意義は大きい。今回の決議実現に向けて中心となって精力的に取り組んだ嶋田千恵美さんに感謝したい。だが、意見書採択に向けた署名は700筆ほどにとどまった。圧倒的に少ない数であり、広く市民に沖縄の問題を広める必要性をあらためて感じた。

（2022年2月10日　沖縄タイムス）

南部土砂阻止へ

全国206議会が意見書

埋め立て使用に反対

遺骨保全条例求める

具志堅さん 県議会に陳情

辺野古土砂をめぐっては20年4月に沖縄防衛局が「変更承認申請」を出し、昨年11月に権限を持つ沖縄県知事が「不承認」とした。それに対して、国はまたまた禁じ手の行政不服審査請求を国土交通大臣に提出している。行政不服審査はもともと住民が国に対して不服を申し立てる制度で、閣議決定した「変更承認申請」を身内の大臣が審査するということになり、結果は見えている。

13年12月に当時の仲井真知事が公約に反して承認した埋め立て申請に対する変更申請で、軟弱地盤に対する追加工事と搬入土砂の変更が主なものだ。軟弱地盤に関しては少なくとも変更承認申請の5年前の15年4月には明らかになっているにもかかわらず、既成事実とするために埋め立てを進めているといわざるを得ない。軟弱地盤に関しては、7万7千本の杭を打つことで進められるというものだが、知事の承認取り消しで指摘している通り調査が不十分で実現性は乏しい。

搬入土砂計画では混入する外来種などの危惧を指摘する沖縄県の土砂条例もあり、瀬戸内や九州各地からの搬入予定が沖縄県内調達に変更された。その大半に太平洋戦争末期の沖縄南部激戦地の土砂の使用が計画されている。この地域にはいまだに収集されていない遺骨が残されている。77年の年月が経ち、琉球石灰岩の土壌では判別が難しい。国はそれを業者任せで埋め立てに使うという杜撰な計画で、確実に戦争犠牲者の遺骨が再び戦争のための基地に使われるという、人道上も絶対許されない行為である。

「カネ」の力で民意を踏みにじる

「安全保障環境は厳しさを増している」と繰り返す政府、その中で辺野古の新基地建設が強引に進められている。その陰で南西諸島の島々では民意など無視して強引に自衛隊基地建設が進んでいる。辺野古新基地も自衛隊への供用が計画され、新設した陸上自衛隊水陸機動団(日本版海兵隊)の拡大拠点化することは間違いない。加えて沖縄本島の勝連半島には連隊本部、奄美、宮古、石垣と与那国にはレーダー基地やミサイル基地網が整備されつつある。地元に対して十分な説明もないままの暴挙でもあり、また、南西諸島の戦場化を伴うものになる。

鹿児島県の馬毛島はもともと岩国基地の空母艦載機部隊のFCLP(艦載機の離発着訓練)施設の建設という名目であったが、防衛省の計画は自衛隊の訓練施設整備、南西諸島防衛の集積拠点と隣接する種子島への自衛隊官舎などの建設へと変わってきている。建設される2本の滑走路では年間2万8千回の離発着が予定されていると防衛省は説明している。地元の八板西之表市長は「反対」を公約に再選を果たしたが、政府はいまだ環境アセスの結果も出ないうちに来年度予算で施設整備予算を計上している。地元振興を名目にばらまかれる「カネ」はここでも二分する民意を押しつぶそうとしている。

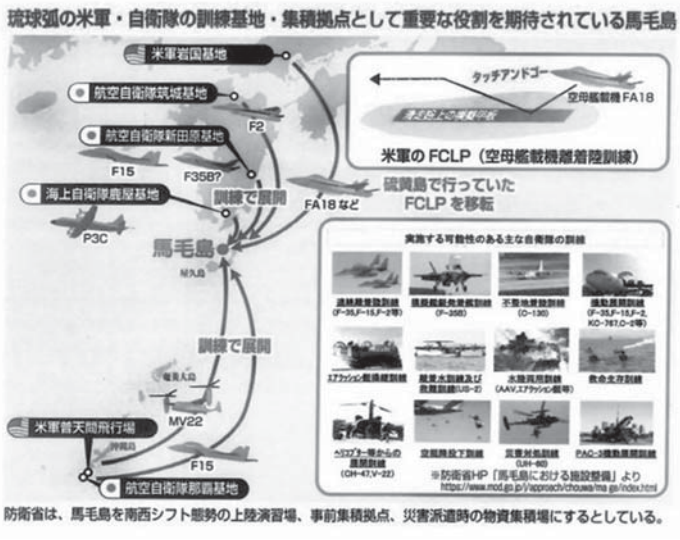

「カネ」によってつぶされる民意、その末は岩国の状況を見れば明らかである。交付金頼みの市政運営は政府の言いなりになる。米軍に追随する政府は米軍の運用に関しては黙認を続ける。一旦受けいれが決まれば、ものが言えないどころか、ベトナム戦争後は一時期基地機能が縮小したにもかかわらず、「カネ」目当てで新たな誘致へと舵を切り基地機能強化へと負の連鎖に進む。その結果、岩国にアジア最大の機能を持つ米軍基地が完成し、在日米軍の戦略拠点になりつつある。2006年の「米軍再編」合意後、米軍基地容認の福田市政に変わって交付され続けてきた再編交付金は15年の期限を迎えたが、新たに今年度も13億4600万円が岩国市に対して基地交付金とは別に支払われ、負の連鎖は止まらない。

名護市でも辺野古新基地建設をめぐり、1月市長選が行われたが予想以上の差で推進派の現職が再選された。辺野古新基地建設に反対する沖縄県に対する沖縄振興予算の減額に対し名護市には再編交付金供与という「アメとムチ」の国の政策の前に、衆院選に続いて名護市長選挙でも「新基地」は争点化されなかった。

ウクライナ侵攻 米中も争い先鋭化

岩国基地 動き活

ロシアがウクライナに侵攻し、台湾に圧力をかけ続ける中国と米国のせめぎ合いが先鋭化する中、極東最大級の航空基地である米軍岩国基地（岩国市）の動きが活発化している。所属機は台湾から遠くない海域で訓練を重ね、基地周辺の騒音も増えている。専門家は「今後も岩国基地の役割は大きくなる」と指摘している＝1面関連。（有岡英俊）

台湾念頭に訓練 騒音増

復帰50年、相変わらず基地の島

沖縄は今年復帰50年の節目を迎える。復帰とはいえ、米軍施政権下と変わりなく米軍基地と隣り合わせの生活が続いてきた。不平等な日米地位協定の下、事件・事故の被害にも悩まされてきた。復帰とともに返還されたそれらの米軍基地の大半は自衛隊基地に変わり、否が応でも再び自国の軍隊を受け入れることになった。配備された陸上自衛隊第1混成団は第15旅団へと格上げされ、隊員も4000人規模へと倍増しており、さらに増える計画がある。併せて那覇空港の隣に陸自第15旅団とともに広大な敷地を持つ航空自衛隊も第9航空団に格上げされ機能が倍増している。北方シフトの自衛隊が南方に展開し、逆に東アジアの脅威になっている。敗戦後の77年前から建設が始まった米軍基地施設は劣化が進み、「米軍再編」計画の「返還」と「移設」という名目で日本政府の予算で施設の近代化と自衛隊への肩代わりが進んでいる。

アジア・太平洋戦争末期、本土防衛のための「捨て石」として住民を巻き込んだ戦闘では「集団自決」という名の強制死命令や日本軍による住民虐殺が行われたが、その経験を持つ市民の高齢化で歴史の風化が進んでいる。また、第15旅団のホームページを見ると、「緊急患者空輸9,987件10,352名、不発弾処理38,924件 1,847t」と大きく宣伝し、軍隊の本質を覆い隠すかのようだ。ひとたび有事となれば、軍隊の本質をあらわにすることだろう。米国本土防衛のために設定した「第一列島線防衛」のため、昨年末の日米合意では南西諸島での戦闘を想定し、日米などで行う合同演習でも同様なことが行われている。そこには住民保護などは想定されていない。

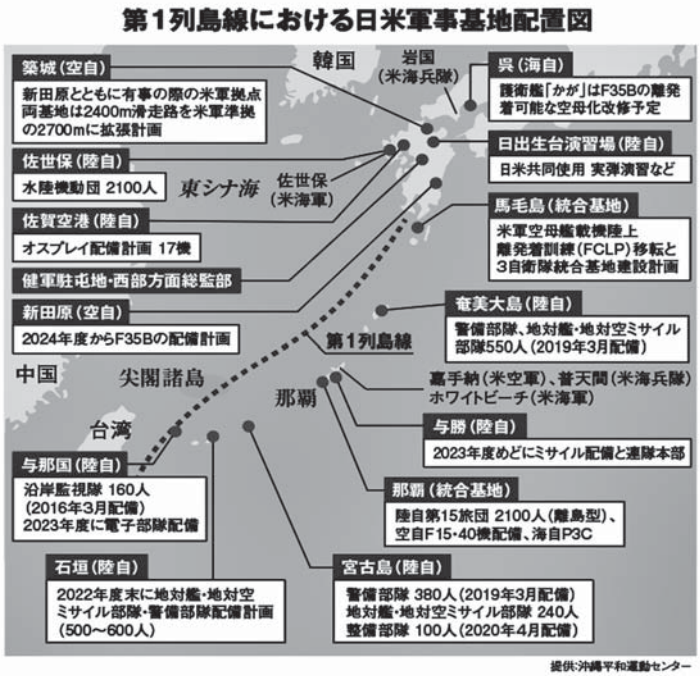

本格的に進む「安保法制」

今年6月、重要土地規制法が一部施行され9月には本格施行となる。昨年6月通常国会会期末ぎりぎりで十分な審議もされないまま、菅政権によって強行採決された問題のある法律だ。重要土地とは具体的に何を指すのか、国境離島や軍事施設、原発その他生活関連施設などを「注視区域に指定する」と幅が広い。法律には詳しいことは書かれておらず、政令で定めるという。また、基地、原発などの重要施設は「特別注視区域に指定」とされ、約1キロ以内の土地を対象として土地取引をはじめ住民や関係する者が調査の対象になる。「機能を阻害する恐れ」があれば内閣総理大臣は勧告・命令を発することができ、処罰も明記されている。少なくとも、表現の自由やプライバシーの侵害につながる憲法違反の法律だ。

広島周辺は基地の町でもある。とりわけ呉市、海田町、広島市、東広島市、江田島市、そして岩国市は自衛隊基地と米軍基地を抱える自治体で確実に特別注視区域に指定される。反対する市民を排除して、自衛隊や米軍が何をしているのか秘密にする。まさに戦前への逆戻りといえる。また、自治体への協力が求められ、個人情報などのプライバシーが侵害される問題の法律であり、全国の地方議会でも廃止の意見書採択が起こっており、廃止に向けた運動が求められる。

15年9月、世論の反対を押し切って強行採決した戦争法、そして共謀罪の新設と秘密保護法を成立させるなど、悪夢の安倍・菅政権によって日本国憲法の精神が踏みにじられている。戦争準備へと動き出している。日米に加え、豪印英などとの共同訓練も頻繁に行われるようになり、米海兵隊と自衛隊水陸機動団をはじめとする自衛隊との相互運用を行い、より実戦化している。より危険な米軍などの防護も行われるようになったがその詳細については公表されていない。望まなくとも戦争に巻き込まれる可能性が出てきた。

武力では平和は作れない

2月24日、ロシア軍はウクライナへの軍事侵攻を始めた。いかなる理由があっても武力行使は到底許されない。膨大な軍を投入して短期決戦を目指したのだろうが、1か月以上たった今も混迷を深め、原発への攻撃や核兵器をはじめとする非人道兵器使用を示唆する状況にまで至っている。圧倒的な軍事力を背景にしたアメリカ軍のアフガン・イラク攻撃でも最終的に武力による平和は訪れないどころか、罪なき市民までも犠牲になっている。このロシア軍による侵略に対して、ゼレンスキーウクライナ大統領の国会演説でナショナリズムの高揚を図り、自民党や維新の会などの改憲勢力を中心に、自国の軍備増強を叫び、憲法九条の改憲を叫ぶ声が大きくなった。国会勢力は昨年の衆院選で護憲勢力が大きく後退してしまった。今年7月には参院選が行われる。少なくとも、改憲派が改憲発議に必要な3分の２の議席数を確保することを阻止しなければならない。「戦争法」を容認する声が施行から6年を経過し増加傾向にあるという。私たちの力不足でもあるが、この流れを止めなければならない。

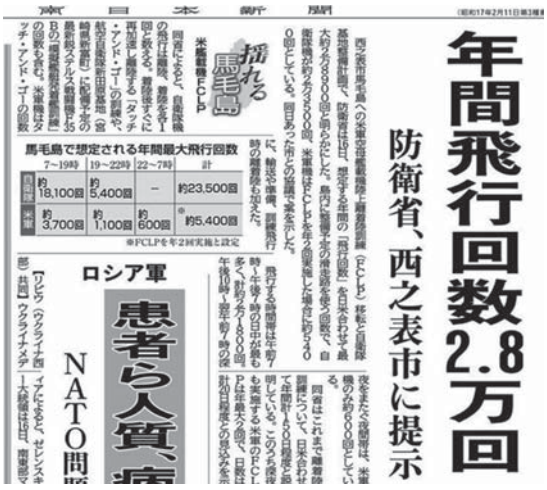

2022年３月の今、ミャンマー(ビルマ)市民の反クーデター・民主化を求める運動から

日本に住む私たちが問われていることは

小武正教（ミャンマー (ビルマ) 市民の訴えを聞く会事務局）

軍のクーデターから１年が経過

2021 年 2 月 1 日、ミャンマー軍・ミンアンフライン総司令官がクーデターを起こしてからすでに 1 年 1 ヶ月以上がすぎました。ミャンマーを巡る情勢は膠着状態。軍と民主化を求める国民との「我慢比べ」の状況が続いています。

2021 年 4 月 16 日、前年 11 月の総選挙で当選し、軍の逮捕を免れた国会議員で構成された国民統一政府 (NUG) が発足。国土の実効支配は軍がおこなっていますが、少数民族を含め、圧倒的多数のミャンマー国民が軍のクーデターを批判している状況は変わっていません。

最近いくつかの動きがありました。

一つはブリンケン米国務長官が３月 21 日、ミャンマー国軍が国内の少数民族ロヒンギャに対してジェノサイド（民族大量虐殺）を行ったと、アメリカ政府として正式に認定したと発表したことです。国際人権団体アムネスティー・インターナショナルやヒューマン・ライツ・ウォッチなどが収集した記録も併せて、国務省が情報を精査した結果、ミャンマー国軍の行為はジェノサイドだと判断したと述べたことが報道されました。

これに対して、国軍はロヒンギャ虐殺を完全に否定する声明を出しましたが、ミャンマー民主派政府 (NUG) は、アメリカが国軍のロヒンギャ虐殺をジェノサイド認定したことに対し、歓迎の意思を表明しています。

2017 年に軍部主導のロヒンギャ掃討によって、数千人が死亡し、70 万人以上が隣国バングラデシュへ逃亡したロヒンギャ虐殺事件によって当時政権をになつていたスーチーさんは国際社会から大きな非難をうけ国際司法裁判所に出廷しました。彼女は一貫して「この事件は法によって裁かれなければならない」と言ってきました。誰の権限・命令で、ロヒンギャ虐殺がおこなわれたのかが明らかになることによって、当時の軍の責任が問われることは、クーデターを起こした今の軍事政権が問われることになると思われます。それは、軍の権限が大統領からも独立したものとなっているミャンマーの現行憲法が問われることでもあります。

難民キャンプから届いた子どもの絵

二つめは、ミンアンフライン将軍は、国際社会に承認を得るための次の一手として、2023 年 8 月に総選挙のやり直しを行うということを打ち出しました。しかし、このやり口は軍の常套手段で、今まで繰り返してきたものです。一昨年 11 月の選挙は国際監視団の下におこなわれ、「ほぼ民主的におこなわれた」と認めているのですから、再選挙の主張そのものがなりたちません。万一、再選挙を軍が強行しても、NUG の閣僚には逮捕状が出されており、NLD を実質政党として認めない軍事政権下においては、国民のボイコットをうけ選挙は成立しないと思われます。

ミャンマー軍の資金源を断て

ミャンマー軍の資金源となってきたのが軍の運営する企業活動による収入です。とりわけ、世界で最大のODA(政府開発援助)支援国が日本。2019 年度だけで約 1900 億円にのぼります。軍のクーデター以降、新規の ODA は止まっていますが、従来のものは継続事業となっています。

イェタグンガス田の資金源を止めろポスター

どの事業が国軍の資金源となっているのか、内実を見極め、資金源となっている事業に焦点を当ててアクションをおこさなければなりません。メコンウォッチの報告で重点的にとりくまれているのが、「日本政府、ENEOS、三菱商事はイェタグン・ガス田開発から責任ある撤退を！」という活動です。

2021 年 10 月 21 日からの 6 ヵ月間にイェタグン事業から約 25.7 億円の収入が国軍の管理下に入るとみられています。海外の大手企業が人権問題を理由にミャンマーでの各ガス事業から相次いで撤退を発表している中、三菱商事の撤退の理由は採算の悪化が原因で、人権問題ではありません。

現状では、単に事業から撤退するだけでは、今後生じる支払いが軍に渡るリスクを無責任に放置することとなります。また、イェタグン・ガス田は既に採算に見合う生産ができなくなりつつあるようで、また、採掘の契約も数年後に切れる予定です。その際、ガス田閉鎖が適切に行われなければ、甚大な環境・社

会影響が出る恐れがあります。今まで事業から巨額の利益を得てきた企業と日本政府が、そのリスクをミャンマーの人々や世界の将来世代に押し付けるようなことは許されません。

日本政府の人権問題の序列化

ーロシア軍のウクライナ侵略に対する日本政府の姿勢と、ミャンマー国軍に対する日本政府の姿勢の違いー

日本政府のロシアのウクライナ侵略に対する制裁は、ほぼアメリカ・ヨーロッパ諸国と歩調をあわせています。その結果、ロシアは日本を「非友好国」としたため、今後の経済活動に大きな影響が出るといわれています。

それはウクライナ難民の受け入れ政策においても同様です。これまで難民の受け入れに消極的だと批判されてきた日本は今回、国内に身元を保証する親類らがいなくても入国を認めるなど、異例の対応に乗り出しています。

一方、ミャンマーに対する経済制裁は、アメリカ・ヨーロッパに比べはるかに弱く、「日本は独自のパイプを使って軍事政権に働きかける」と言ってきたわけですが、実は何も言えない関係であり、「独自のパイプ」は、日本政府・日本企業の「利権のパイプ」であることがここ一年であきらかになりました。

難民認定においても、2021 年８月 20 日、サッカーのピエ・リヤン・アウン選手がワールドカップ予選でミャンマー代表として来日後、三本指を立てて、帰国を拒否し、難民認定されましたが、この件は例外中の例外で、一般のミャンマー人が難民申請をして劇的に難民認定者が増えているわけではありません。

NPO 法人「難民支援協会」（本部・東京）が作成した統計によると、2019 年の難民認定数は、日本が 44 人で認定率が 0.4%だったのに対し、ドイツは 5 万 3973 人で認定率 25.9%、米国が 4 万 4614 人で同 29.6%、フランスが 3 万 51 人で同 18.5%、カナダが 2 万 7168 人で同 55.7%などとなっており、欧米と比べて日本の少なさが際立っています。

日本の難民認定の低さ、そしてこの度のミャンマーとウクライナへの日本政府の対応の違いはどこからきているのでしょうか。

全国難民弁護団連絡会議代表の渡辺彰悟弁護士は「入管が政治や経済に目を向けている」と根本的な問題を指摘しています。

「冷戦時代の仮想敵で、北方領土を争うロシアに対しては、日本はウクライナ人保護を含め、欧米と共同歩調で対峙しやすい。一方、ミャンマーには日本は累計 117 億ドル（約 1 兆 4000 億円）の政府開発援助（ＯＤＡ）を支出。2011 年の民政移管後は「アジア最後のフロンティア」と官民こぞって進出を図った。関係が悪化し、権益をライバル中国に譲りたくないという思惑が政財界にある」と。

だから、日本はクーデター後、ミャンマーには、対ロシアのような制裁を科していません。軍政にも配慮する姿勢が、ミャンマー人の難民受け入れにも跳ね返るという構図です。そう考えると、ウクライナ難民受け入れが、確固とした日本政府の難民政策の上にあるものではなく、一時の煽られたナショナリズムに依っているのではないかと心配されます。この度の日本へのウクライナ難民の受け入れ措置が、ミャンマーはじめ日本の難民受け入れ政策転換の突破口となるかが今後問われてきます。

そしてこの難民政策こそが、この度のミャンマー問題、ウクライナ問題が日本の私たちに問うている本質的な問題の一つであり、そこに平和憲法の理念が具体化されているかどうかという証しがでているわけです。

この 1 年間に起こってきたミャンマー問題・ウクライナ問題に対する日本政府の取り組みは人権問題に日本経済の「利権」の視点を優先することにより、人権問題を序列化しているように思われます。ロシアという他国に侵略され、ウクライナの市民が殺害されていくことと、ミャンマー国軍がクーデターを起こし、自国の国民を殺傷していくことは、「人道に背く罪」でありどちらも同じように許されない人権侵害です。

各個人ということでいえば、個人が関われる人権的課題は、具体的には自らにとっての関わりの経緯とその背景が当然あり、全てに拘わるなどということはできないわけですが、人権問題としては同じ水平的な視点で見るということが大切なのだということでしょう。そのためには、この第九条の会ヒロシマのような各自が自らの課題を担いながら、連携・連帯出来るネットワークがあることの大切さを思います。

「1 の日」行動　毎月 1 日　街頭アピール

一緒に行動しませんか！

広島本通り「青山」前で 15 時から 1 時間

支援募金　下記郵便振替

口座名　ミャンマー (ビルマ) 市民の訴えを聞く会

番号　　００２８０－７－１０９５３１

共生考　番外編XIV　もうひとつの“水平社宣言”

笹川俊春（共生フォーラムひろしま理事）

はじめに

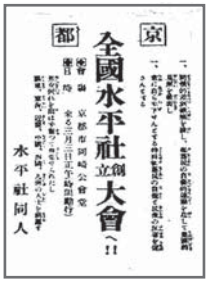
京都
全國水平社創立大會
水平社同人

今から 100 年前、1922 年 3 月 3 日京都市の岡崎公会堂で全国水平社創立大会が開催された。「特殊部落民は部落民自身の行動によつて絶対の解放を期す」との「綱領」を掲げた全国水平社の誕生である。その創立大会で採択された「全国水平社創立宣言」（以下、「水平社宣言」）の冒頭の一文、「全國に散在する吾が特殊部落民よ團結せよ」という一文こそ日本社会における被差別民（マイノリティ）による「アイデンティティの政治」のはじまりを宣言したという意味で歴史的な意義を持っている。

宣言
全國に散在する吾が特殊部落民よ團結せよ。
水平社

写真前列左から、平野小剣、南梅吉、阪本清一郎、桜田規矩三、後列左から米田冨、駒井喜作、西光

1871 年の太政官布告いわゆる「解放令」によって「穢多非人ノ称」は廃止された。それは決して単なる表現上の問題にとどまるものではなく、法制度としての近世身分の廃止を意味し、身分による差別を非合法化したという点で画期的であった。

しかし、「解放令」から 50 年、マジョリティは旧賤民身分を「新平民」「特殊（種）部落民」という蔑称によって可視化し、社会から排除、その存在そのものを否定していた。身分差別は廃止され、確かに非合法にはなったが、厳しい部落差別が存在していた。だからこそ「部落民自身の行動によつて絶対の解放を期す」ためにはマジョリティに対抗できるだけの「集團運動」が必要であり、そのための結集軸となる集団的アイデンティティが不可欠だった。しかし、自らのアイデンティティを表現する言葉はマジョリティによって名付けられた蔑称以外にはなかった。とすれば、逆にその蔑称を自らが主体的に選び取ることで、差別に屈することなく毅然として自らを肯定し、差別と闘う揺るぎない意志を表明したのは必然であった。これが「水平社宣言」冒頭の一節であり、「エタである事を誇り得る」のは当然であった。こうした一連の表現行為こそが「アイデンティティの政治」であり、その基盤には確固たる近代的自我が存在した。

全国水平社創立から 100 年、綿々と引き継がれてきた部落解放運動はマイノリティによる「アイデンティティの政治」であり、その原点は「水平社宣言」にあった。そうした「アイデンティティの政治」が 1980 年代末から 90 年代末にかけて広島県西部で活動した高校生に引き継がれ、確固とした足跡を刻んだ事実があった。しかし、現在、同和対策および地域対策が法的根拠を失って 20 年、そうした高校生の足跡を記憶に留めている者はごくわずかであり、ましてや、それを語る者は皆無と言っていい。とすれば、かつて高校生と活動をともにしてきた私が「水平社 100 年」を期して、その一部をここに記すことは意味のあることと信じたい。

“宣言”前夜

1980 年代の終わり、広島県西部の高校において部落出身生徒の自主活動の場である部落解放研究部（以下、解放研）が存在する学校はほとんどなかった。しかし、わずか数校とはいえ、部落出身生徒に関わろうとする教員がおり、部落解放同盟の支部が組織した解放子ども会で育ち、学校での自主活動に意欲を見せる高校生がいたことも確かだ。しかし、それらの生徒もそれぞれの学校内では同じ立場の生徒に出会うことさえ難しく、部落解放同盟が主催する部落解放奨学生集会のような出会いの機会は望むべくもなかった。だからこそ、各学校で孤立を強いられていた高校生が学校という枠を越えて集うことのできる場を作りたいと考えたのは自然であり、そうした高校生の思いが教員を突き動かしたことも事実であった。

1989 年 5 月 18 日、広島市内の私立高校に県西部の解放研で活動する 4 校 7 名の部落出身の高校生が集まった。集まったメンバーに共通していたのは、一人でも多くの同じ立場の高校生とつながりたい、仲間がほしいという思いだった。それは日常の学校生活の中では語ることのできない自らの出自、差別されることへの不安と恐れ、そうした負の意識を同じ立場の高校生と語り合い共有したいという強い願いでもあった。解放研活動の中では自らを語ることができたとしても、それはごく限られた範囲の人間関係においてであり、日常生活においては依然として沈黙を強いられ続けていた。そうした状況を打ち破るためには学校という枠を超えて同じ思いを持つ高校生と出会い、封印してきた出自を語り合うことで、「自分は一人ではない、仲間がいる」と実感できると考えたのである。この日はその思いが現実となった日であり、一人のメンバーの切実な問いかけを契機としてそれぞれのメンバーが堰を切ったように自己を語り始めた。自己を語り、自己の思いを言語化するという点において、まさにこの集まりはその場にいたメンバーにとってはかつて経験したことのないエンパワメントの場となった。そのことを全

員が実感したが故に、この集まりを日常的に「仲間」の集う場にすることに異議はなかった。そして、さらに多くの高校生の集う場を実現するために広島県西部の高校生交流会の開催を決め、その中心を担う組織としてこの場を生徒交流会実行委員会(以下、生徒実行委員会)と名づけ、活動を開始したのだった。こうしてわずか数校の高校生の集まりは、その後、広島県西部の高校生と教員を巻き込む大きなうねりを作り出していくことになる。この時の様子を参加していた高校生の一人で活動の中心を担うことになる生徒は次のように記している。

長い沈黙の後、やっと一人の仲間が「いま一人で部落解放研をしている。みんなはどうなのか知りたい。誰かが独りっきりで孤独を感じている時、みんなで話し合い、語り合い、一緒に泣き、一緒に笑い、同じ立場の仲間と、差別の痛みをよく知っている仲間と、本当の友達になりたい」と言ったのです。みんなわれに返ったように本音を出し合いました。そこにいた仲間が同じ気持ちになり、交流会に向け、頑張る決意をしました。まさに、広島地区部落研・解放研生徒交流会の意義は「差別の痛みを知っている仲間と本当の友達になりたい」という私たちのこの思いです。
(笹川俊春『青春群像』「部落解放 2008」解放出版社 P47-48)

この日以降、生徒実行委員会は交流会開催に向けて、会合を重ねた。それは「何のために集まるのか」「仲間とは何なのか」ということの意味を互いに確認しあう作業でもあった。

もうひとつの“水平社宣言”

1989 年 7 月 22 日第 1 回広島地区部落研・解放研生徒交流会が開催された。広島市内の中心部、中区基町の広島市中央公民館に 55 名の高校生が集まった。この日のために、生徒実行委員会は周到な準備をしていた。そのひとつが自分たちの“水平社宣言”であった。この“宣言”は、実行委員一人ひとりの思いをまとめて作り上げたものである。

宣 言

広島県内に在住する仲間たちよ。今こそ団結しよう。
今まで私たちは自分の祖先を恥ずかしく思い、親を恨み、自分を情けなく思って生きてきた。なぜ自分は生まれてきたのだろう。なぜ親は産んだのだろう。そのような思いで、どこかで自分自身を卑下してきた。また、学校では同和教育が行われているのに、その主旨を理解しない人たちによって、「エタ」だの「非人」だの「部落民」だのと冒涜され、傷つけられ、差別の痛みに耐えてきた。しかし、これから私たちはその痛みに耐えるのではなく、差別をなくすように努めるべきだ。自らの人生は自らの手で切り開いていかなくてはならない。でも、人間は一人では何もできない。人一人の力は小さいのだ。しかし、多くの人間が集まり団結すれば、その力は絶大なものとなる。そしてここに、これだけ多くの仲間がいる。同じ仲間と肩組む時がきた。自分の立場を隠すことなく、どこかで自分自身を卑下することなく、つき合っていける仲間と出会った。
今からはガッチリと肩を組んで、あらゆる差別にたち向かおう。仲間どうしで本音のつき合いをしよう。本当の仲間になろう。そして、この集まりをこれから始まる私たちの闘いの第一歩としよう。
立ち上がろう自らの足で。燃え上がろう自らの炎で。やりつくそう自らの力で。そして、人間として人間らしい生き方をするために、熱と光を求めていこう。
人の世に熱あれ、人間に光あれ。

1989 年 7 月 22 日
第一回広島地区部落研・解放研生徒交流会参加者一同
(笹川俊春『青春群像』「部落解放 2008」解放出版社 P48-49)

“宣言”は交流会の最後に生徒実行委員会のメンバーによって朗読された。“宣言”に込めた思いをメンバーの一人は次のように書いている。

この「宣言」は、部落解放運動の原点である「水平社宣言」をモデルにして作ったものです。この交流会で生まれた私たちの「宣言」は、本当にまじめな気持ちで、思えば歴史的な意義をもっていると思います。
私たちの先輩や親たちが本当に「血」と「涙」をながして勝ち取った部落解放の夜明けを、私たちは誇りをもって受け継がなくてはならないのです。私たちの祖先や親たちは、理不尽な差別の中で、くやしい、はがいい思いに泣きながらでも、頑張って生活をつくり、立派に私たちを生んでくれたのです。私たちはそんな先祖や親たちを、差別してきた(させられてきた)まわりの大人達よりずっとすばらしい人間だったのだと思います。私たちが世間の差別意識に負けて、「なんでわしは部落になんか生まれたんか」といやな思いで生き(させられ)るようであれば、それは、ものすごく親たちを悲しませ、先祖を『冒涜』していることだと思います。私たちがいま部落に生まれたのは、その歴史を作り替える使命をもっているからだと思うのです。そういう夜明けのときに、いま自分は生きているのだと思います。
(笹川俊春『青春群像』第一次草稿より抜粋)

“宣言”はこれ以降 10 年に渡り高校生交流会の中で朗読され続け、“宣言”を起草した高校生の思いや願いは後輩たちに受け継がれていった。
もうひとつの“水平社宣言”から 2 年、1991 年 10 月、衝撃的な事件が起こった。「広島市中学校教師結婚差別事件」である。当時、高校 1 年生の女子生徒が部落出身を理由に出身中学の教員から結婚の約束を破棄され、自死するという痛ましい事件であった。この時、“宣言”の作成に関わった高校生は既に卒業し、その活動を引き継いだ次の世代が先輩たちの思いを受け継ぎ、活動を続けていた。しかし、同じ立場の高校生とつながりたい、仲間がほしいという実行委員の思いはこの事件の被害者である女子高校生には届かなかった。なぜ届かなかったのか。生徒実行委員会の高校生は新たな課題と向き合わねばならなかった。(この稿続く)

日本軍性奴隷制問題の解決を一刻も早く

岡原美知子（日本軍「慰安婦」問題解決ひろしまネットワーク事務局長）

日本軍性奴隷制問題（日本軍「慰安婦」問題）は過去の問題であり、解決したと言えるのでしょうか。いいえ、日本の戦争犯罪、植民地支配の問題であり、被害者に受け入れられるよう解決されなければならない今日的課題と言えます。今も戦地や紛争地で起きている戦時性暴力の問題であり、日常でも起きている女性への性暴力の問題、女性の人権の問題なのです。

そして、今現在、進行し激化しているロシアのウクライナへの侵略でおびただしいウクライナ市民と両国の兵士の死者が出ています。400 万人を超える難民が国外に溢れています。戦争では子どもたちの多くは孤児となり、女性や子どもへの性暴力や人身売買がおきます。ウクライナで避難先でそんなことが起きなければよいがと懸念しています。『国連や各国の知恵と努力を集めた外交による』一日も早い停戦が実現し、爆撃におびえることがない日が訪れることを願うばかりです。

最初の公開証言者 金学順さん （1994.8.14韓国挺身隊問題対策協議会）

1991 年 8 月 14 日に韓国の金学順さんが戦後 46 年も経過して被害者として初めて名乗り出ました。それは、家父長制の強い社会では強かんされた女性は家の恥としてじっと沈黙を強いられたからです。しかし、1987 年の韓国民主化闘争により、女性たちの人権を求める闘いは広がり、韓国挺身隊問題対策協議会が結成されたことも後押ししました。金学順さんの名乗り出に勇気をもらった被害者たちは韓国にとどまらず、台湾、朝鮮民主主義人民共和国、フィリピン、中国、東ティモール、オランダ、インドネシアと堰を切ったように名乗り出て、被害者たち自らが名誉と尊厳の回復を求めて日本政府を訴えました。＃MeToo の始まりでした。

1993 年 8 月 4 日に出された河野談話では、慰安所の設置・管理については日本軍の関与を認め、その募集、移送、管理等も、甘言、強圧による等、総じて本人たちの意思に反して行われ、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であり、心からお詫びと反省の気持ちを表しました。歴史研究・歴史教育については言及しましたが、国の責任と賠償には触れませんでした。宏池会の宮澤喜一内閣の時です。宏池会を引き継ぐ岸田文雄首相は河野談話を発展させ日本政府の責任を明確にさせた解決を実現すべきではないでしょうか。

河野談話前から右派勢力のバックラッシュが起こされました。全国各地で「日本は侵略国ではない国民集会」を開き、自民党は 93 年に大東亜戦争を総括する目的で、「歴史・検討委員会」(山中貞則委員長、板垣正事務局長。委員：安倍晋三、岸田文雄、中川昭一、衛藤晟一ら。講師：西尾幹二、田中正明、高橋史朗、小堀桂一郎、大原康男、長谷川三千子ら）を設置。95 年 8 月 15 日に、「大東亜戦争の総括」を出版。その総括は、大東亜戦争は自存・自衛のアジア解放戦争であり、侵略戦争ではなかったと結論を出しています。

そして、侵略戦争や加害の記述を教科書から削除させるために、「新たな教科書の闘い」の必要性を強調しています。このような「侵略・加害はない。日本の戦争は正しかった」という戦争認識・歴史認識を国民に定着させる「国民運動」を自民党が資金その他でバックアップして学者を中心に展開することを提起しています。96 年 6月文部省の教科書検定結果で全ての中学歴史教科書に「慰安婦」問題の記述が明らかとなりました。97 年 1 月、学者を中心とした「国民運動組織」として「新しい歴史教科書をつくる会」が結成されています。97 年 2 月、「日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会」(代表：中川昭一、事務局長：安倍晋三) 結成。この二人が 2000 年女性国際戦犯法廷を扱った NHK の ETV 特集に政治的圧力をかけ内容が変更されました。97 年 5 月に「日本会議」が結成されました。こうして右派勢力による大バックラッシュ攻撃が展開されその中心に安倍晋三はいました。

一連の教科書攻撃により、2007 年には中学校歴史教科書からは「慰安婦」記述が消えました。その後「学び舎」「山川出版社」に記述が復活されましたが、こちらへのバッシングも続いています。

昨年、「いわゆる従軍慰安婦」や「従軍慰安婦」ではなく「慰安婦」と用いることが適切、「強制連行」ではなく「徴用」が適切とする閣議決定を行いました。閣議決定を教科書に記述させ歴史を歪めていく、そんなことが許されて良いのでしょうか。子どもたちの歴史の事実を知る学びの場を奪い、世論操作を行って良いのでしょうか。「侵略・加害はない。日本の戦争は正しかった」という戦争認識・歴史認識を国民に定着させようとする教育を受けることで国際的な人権尊重の考えを備えた次世代は育っていくのでしょうか。かってアジア太平洋戦争中に行われた教育を思いおこします。

いま日本社会では、日本軍性奴隷制について、既に解決した、終わったことだ、ひどいのは「慰安婦」はいなかった、被害者は売春婦だったとひどい言葉を投げつける人がいます。90 年代では、被害者に心を寄せる人たちは多くいました。なぜこんなにも世論が変わったのでしょうか。右派勢力・右派政権による教育とメディア攻撃が功を奏していると残念ながら言わざるをえません。教科書攻撃により近現代史がきちんと学べていません。それだけでなくマスメディアやネットで流されるフェイクニュースにより歴史修正主義や歴史の改ざんが浸透してきています。

日本軍「慰安婦」問題に対する安倍政権下の日本政府の主張は外交青書に書いてあります。

(１) 河野談話の発表までに、日本政府が発見した資料に、軍や官憲による「強制連行」を直接示す記述はない。(２)「慰安婦」は性奴隷ではない。(３)20 万人 (という被害者数の推測) は裏付けがない数字である。

歴史研究からはほど遠い間違ったこの方針に従って、外務省は、ドイツやアメリカやフィリピン、オーストラリアなどへ「平和の少女像」設置妨害を予算を付けて公然と行ってきました。ドイツのベルリン・ミッテ区では、一昨年茂木外相がドイツの外相に設置しないよう働きかけています。国の方針を説明する理由で現地の領事館からも働きかけを行います。これが外務省の仕事として行われています。ミッテ区では、現在も右派からのメールなどが頻繁に送られ行政の業務妨害になっています。

若者に囲まれる「平和の碑」

教育だけでなくメディア攻撃もひどく行われています。元朝日新聞記者だった植村隆さんは『標的』にされました。植村さんは 1991 年 8 月 11 日に韓国で慰安婦被害者が支援団体の聞き取りに初めて応じた内容の記事を書きました。金学順さんは 8 月 14 日に記者会見をしています。植村さんの記事には名前は出ていません。しかし、その記事が 23 年後に捏造記事とバッシングを受けます。91 年当時、読売新聞はじめ各新聞社は植村さんと同じ内容で書いています。しかし、標的は一人で十分でした。徹底的に一人を叩く、それも朝日新聞というリベラルで購読部数が多い新聞社攻撃を展開し、「慰安婦」問題を書くと危ない、やばいといった風潮が作られていきました。今、「慰安婦」問題を取り上げるメディアは本当に少ないのです。言論弾圧の効果が表れています。恐ろしいことです。この映画の西嶋真司監督は 91 年当時 RKB 毎日放送のソウル駐在の記者でした。金学順さんを取材し報道もしています。それゆえ、なぜ同じ記事を書いた他の記者への攻撃はなく、植村さんだけだったのか、自分にもかけられた攻撃として、RKB で企画しましたが通らず社を辞めて一人で植村さんを追いかけてドキュメンタリー映画を制作しました。４月 30 日の『標的』上映会とトーク広島開催には是非とも多くの方にご参加いただきたいと思います。

国際社会の動きを見てみると、1993 年の国連の世界人権会議 (ウィーン会議) や 95 年の北京の世界女性会議では「慰安婦」問題が焦点となりました。国連人権委員会のクマラスワミ報告 (96 年) では、「軍事的性奴隷制」であるとして、真相究明、被害者の救済、個人補償、責任者処罰などを勧告。国際労働機関 (ILO) の条約適用専門家委員会は 96 年以来数十回にわたり、強制労働条約に照らして、「慰安婦」が違法な強制労働にあったことを指摘し、日本政府に一貫して問題解決をするよう勧告しました。女性差別撤廃委員会や拷問禁止委員会、人種差別撤廃委員会、強制失踪委員会など各種委員会でも勧告は幾度となく出されましたが勧告は拘束力がないため、日本政府は無視してきました。なぜこの国連の勧告が日本社会の世論作りに役立てられなかったのでしょうか。メディアの責任は大きい。政権に忖度するのではなく、被害者の人権尊重に立てば取るべき道は明白です。今からでも報道を大々的に展開すべきです。

今韓国でも右派勢力が挺対協・正義連攻撃を激化させています。ソウルの日本大使館前の水曜デモは、「平和の少女像」前から他に追いやられています。そこには、右派勢力が日の丸を掲げ、毎回大音量で「平和の碑撤去」、「慰安婦被害者法廃止」、「水曜集会中断」、「慰安婦はうそつきだ」と被害者や運動団体を冒涜する言辞を繰り返しています。日韓の右派の連携による日本軍「慰安婦」運動つぶしをねらっています。運動を牽引してきた尹美香議員を標的とした告発も行われています。20 年に国会議員になった時に右派団体に告発された事案は、言論仲裁委員会が マスコミ 9 社の 13 件の記事に対する訂正報道、損害賠償請求の審査結果、11 件の記事に対して記事削除、訂正報道、反論報道、タイトル修正の決定を行い検察は不起訴としました。今回大統領に当選した尹錫悦が検察総長の時です。ところが異なる事案を取り上げ無理やり起訴し今裁判が進行中ですが、公判の度に何と検察側証人によってその容疑は次々と覆されています。尹美香議員こそ運動に貢献した人です。それゆえ標的とされています。

性暴力の問題は女性の人権の今日的課題として、韓国では、2018 年の＃MeToo 運動から 20 代の女性を中心にフェミニズム運動が急展開しています。右派の台頭はフェミニズムへのバックラッシュでもあります。日本でもフラワーデモが全国各地で開催され、性暴力を告発した伊藤詩織さんの裁判勝訴なども #MeToo　＃WithYou の広がりの影響だといえます。

日本軍性奴隷制被害者は高齢であり現在ご存命の方は少なくなっています。人間としての名誉の回復を求めています。日本政府の心からの誠意ある謝罪を待っています。実現するように私たちは世論形成のために活動を続けていきます。共に歩く方が一人でも増えていってほしいと願っています。

3.5 プーチンのウクライナ侵攻に反対する市民の集い in 三原

3.26 広島県北街頭宣

22.3.6 呉駅前行動

第九条の会ヒロシマ総会 2021 報告

1）2021 年度主な活動報告

⑴総会＆記念講演 3 月 21 日原爆資料館 講師：村田民雄さん

⑵8.6 新聞意見広告掲載　朝日新聞　全国に全 15 段
中国新聞朝刊　全エリアに全 15 段

*8 月 6 日朝の原爆ドーム前でのカラー版配布は、中止

⑶改憲反対、平和・環境・人権問題に取り組む他団体との連携
・ヒロシマ総がかり行動（3 の日行動）、ヒロシマ女たちの行動（11.3 バナー）、5.3 憲法集会（中止）
・広島の市民運動との連携（上関ネット、日本軍「慰安婦」ネット　教科書ネット、ピースリンク、８６つどい　ほか）
・許すな！憲法改悪・市民連絡会　オンライン全国交流集会に参加　（21 年 2 月 27 日）
市民意見広告運動、赤とんぼの会など全国的な連携

⑷　会報、21 年度 4 回発行　109 号 4 月、110 号 6 月、111 号 9 月、112 号 1 月

⑸　世話人会 13 回　ほか　事務局会　会報ほか発送作業
意見広告紙面づくり・名簿整理・校正作業など

⑹　会計報告 (別紙)

2021年度　決算報告書

（単位：円）　　2022.3.8現在　会 計　西浦 紘子

収入の部			支出の部		
前期繰越金		1,063,888	支出合計		11,554,701
内訳	現金	51,773	支出内訳	文書費	702,152
	普通預金	910,315		通信費	837,510
	振替口座	101,800		行事費	61,820
入金合計		11,675,648		出張費	0
内訳	意見広告賛同金	8,147,200		人件費	380,000
	会費	1,869,000		会報編集人件費	160,000
	カンパ	1,659,448		事務費（消耗品費）	16,757
				外部会費・カンパ	64,639
				雑費	63,132
				新聞意見広告料	9,268,691
雑収入		11,021			
			次期繰越金		1,195,856
			内訳	現金	1,202
				普通預金	643,984
				振替口座	550,670
合計		12,750,557	合計		12,750,557

2021年度会計につき、3月8日(火)に監査を行った結果、帳簿、通帳類のすべてが適正に処理保管され、正確に記載されていたことを報告します。

2022年3月8日　会計監査　河野 布美子　濱根 和子

2）2022 年の活動予定

(1) 方針

①日本国憲法の基本的人権の尊重・民主主義・平和主義９条の大切さを広く知ってもらうよう活動する

②憲法の改悪を止め、憲法を活かし、命・人間の尊厳を守るために、広島県内や全国的な連携に努める。

③人権を確立するための様々な課題を共有し、政治的、思想的立場にこだわらず幅広い協力・結集をめざす。

④憲法を守り活かす政権を求め、立憲野党の共闘をめざす。

(2) 活動計画

①8.6 新聞意見広告で、ストップ憲法改悪の強いメッセージを掲載する。（朝日新聞全国＆中国新聞朝刊共に全 15 段）

②改憲手続法の改定、改憲発議の動きを注視し、改憲を阻むため全国的、地域的な連携に努める。
7 月の参議院選で立憲野党が 3 分の 1 を獲得し、衆議院で改憲議席が 3 分の 2 以上を占めている危機をはね返すよう、思いを同じくする人々とともに全力で取り組む。

・広島の行動に団体として賛同し、参加する
5.3 憲法集会、11.3 憲法のつどい　3 の日行動、　シール投票
平和のバナーでドームを囲む集会等への参加

・全国：許すな！憲法改悪市民連絡会と連携（全国交流集会参加）
ほか市民意見広告運動、赤とんぼの会

③平和・環境・人権問題など各課題の取り組みに連携し、集会や行動に参加する。8・6 ヒロシマ平和へのつどい、上関原発止めよう！広島ネットワーク、教科書問題を考える市民ネットワーク・ひろしま、日本軍「慰安婦」問題解決ひろしまネットワーク、広島と沖縄をむすぶ ドゥシグヮー　ピースリンク広島・呉・岩国、差別のない人権尊重のまちづくり条例制定ネットワーク、広島朝鮮学園無償化裁判を支援する会ほか

④会報の発行　　年 3 回程度（4 月、9 月、1 月予定）

⑤ 世話人会ほか、随時、事務局会や作業を行う

(3) 世話人　原則　月 1 回（7 月は意見広告のため数回）

◇世話人：藤井純子◎（世話人代表）　石口俊一、上羽場隆弘、木原省治、栗原君子、佐々木孝◎、　実国義範、島村眞知子◎、利元克己、土井桂子、西浦紘子◎、　横原由紀夫（◎事務局）

◇意見広告制作担当 石岡真由海 ▽振込入力担当 平川知博

◇会計監査：河野布美子　浜根和子

3.24 第３回「ウクライナに平和を」広島の宗教者・市民街宣行動

ヒロシマ総がかり「3 の日」行動　広島本通り電停前

NO WAR　ウクライナの人々に平和を

ー広島県内各地の行動が拡がり続いているー

活動報告（第九条の会ヒロシマほか　関連団体、実行委員会含む）

1 月　11 日（火）　第九条の会ヒロシマ会報 112 発送　広島市民交流プラザ　13 時～
12 日（水）　「慰安婦」ネット水曜行動　15 時～　オンライン
16 日（日）　映画　「私はチョソンサラムです」上映とトーク　西区民文化センター　中止
18 日（火）　ピースリンク呉駅前街宣　　（＆例会）中止
19 日（水）　上関原発止めよう！広島ネットワーク中電前行動　12 時～　中電本社前　　中止
九条の会ヒロシマ世話人会　14 時～　　国際会議場 3 F 研修室 2
20 日（木）　ヒロシマ女たちの相談会　17：30 ～　共同センター
22 日（土）　核兵器禁止条約発効 1 周年　日本も批准せよ　キャンドル集会　原爆ドーム前
25 日（火）　総がかり世話人会　18 時～　広島弁護士会館
29 日（土）　危険重要土地規制法！私たちも監視される？　総会 / 記念講演　弁護士会館　中止
30 日（日）　「標的」上映会＆トーク　　広島弁護士会館　　共催：「慰安婦」ネット、JCJ　　延期
2 月　1 日（火）　ミャンマー 1 日行動 15 時　オンライン
2 日（水）　「慰安婦」ネット水曜行動 オンライン
14 日（月）　ヒロシマ総がかり事務局会　Zoom
16 日（水）　上関ネット中電前行動　中電本社前　中止
第九条の会ヒロシマ世話人会⑫　共同センター
26 日（土）　大久野島フィールドワーク　九条の会・はつかいち
3 月　1 日（火）　ミャンマー 1 日行動　原爆ドーム前＆オンライン
5 日（土）　許すな！憲法改悪・市民運動全国交流オンライン集会
6 日（日）　2 区市民連合学習会　高校教科書「公民」 オンライン
8 日（火）　フラワーデモ（広島）　街頭宣伝　本通り電停前
9 日（水）　「慰安婦」ネット水曜行動　12 時～　本通り電停前
10 日（木）　第九条の会ヒロシマ世話人会　14 時～　共同センター
11 日（金）　フクシマを忘れない　上関ネット中電前行動　12 時～ 13 時　中電への申し入れ
フクシマを忘れない　さよなら原発広島集会　　原爆ドーム前　18 時～
12 日（土）　「広島市差別のない人権尊重のまちづくり条例」制定を求める学習会　広島弁護士会館
19 日（土）　共生フォーラムセミナー「コロナ禍の外国人労働者は今」土屋信三さん
20 日（日）　「慰安婦」ネット～軍性暴力の傷みを生きる力に変える芸術活動～オンライン講演会
21 日（月）　第九条の会ヒロシマ総会＆30 周年記念集会　広島弁護士会館　14 時～
24 日（木）　第３回「ウクライナに平和を」広島の宗教者・市民街宣行動
29 日（火）　重要土地規制法廃止地方議会に請願・陳情運動相談会
4 月　1 日（金）　「１の日行動」ミャンマーをわすれないで！　　広島本通り電停前
3 日（日）　ヒロシマ総がかり「3 の日行動」13 時～ 14 時　広島本通り電停前
6 日（水）　「慰安婦」ネット水曜行動　12 時～　本通り電停前
9 日（土）　重要土地規制法学習会　飯島滋明さん　広島弁護士会館　＆オンライン
11 日（月）　第九条の会ヒロシマ事務作業　14 時～　広島市民交流プラザ
13 日（水）　第九条の会ヒロシマ会報 113 号発送　広島市民交流プラザ

3.8 国際女性デー　フラワーデモ

横断幕を掲げ、震災の犠牲者の冥福を祈って黙とうするメンバー

原発反対訴え
中電前で抗議
広島の市民団体

市民団体「上関原発止めよう！広島ネットワーク」は11日、東日本大震災と東京電力福島第1原発事故から11年の節目に合わせ、広島市中区の中国電力本社前で、島根原発（松江市鹿島町）の稼働反対や、中電が山口県上関町で計画する原発建設の撤回を訴える抗議活動をした。

メンバー7人が、震災の犠牲者の冥福を祈って黙とうした。マイクを手に「原発事故は何も終わっていない」と強調。ロシア軍によるウクライナの原発への攻撃に触れ、「日本の原発のテロ対策施設では、戦争からすることはできない」と訴えた。

島根原発2、3号機の廃炉や上関原発の計画撤回を訴えるアピール文を中電に提出した。

22/3/12

お知らせ

コロナ感染状況によっては集会は、中止、急遽延期、オンライン等形態が変わったり、人数制限を行う場合があります。ML・SNS などでお知らせがあると思いますが、お届けできない場合もありますので、連絡先までお問合せください。
　主催者も参加者も、検温、密を避け、換気に気をつけ、必ずマスクを着用しましょう。発熱など体調に不安のある方は参加をご遠慮くださいますよう、お願いいたします。

◆韓国の原爆被害者を救援する市民の会の結成 50 周年記念集会
4月17日（日）13：00〜16：00　市民交流プラザ　北棟６階
報告：韓国被害者協会の活動現況と東京・大阪・長崎・広島の活動
講演：平岡敬さん
　「在韓被爆者支援活動の出発点から侵略と核の問題を考える」
参加費：会場、オンライン共に無料
主催：韓国の原爆被害者を救援する市民の会
連絡先：090‐7994‐6246（中谷）

◆「チェルノブイリ原発事故から36年」を考える中電前の集い
〜島根原発再稼動許すな！上関原発白紙撤回！〜
4月26日（火）　中国電力本社前　　12：00〜13：00
リレートーク、メッセージ、　歌ほか
主催：上関原発止めよう！広島ネットワーク
連絡先；090-6835-8391（渡田）

◆4・28「沖縄 主権回復の日」を問う 街頭宣伝
4月28日（木）18時〜18時半　本通り電停前

◆5・15沖縄本土復帰50周年を考える広島のつどい
ー　アメリカ世（ゆ）は終わったのか
5月15 日（日）　14：00〜16：30　広島弁護士会館
主催： 広島と沖縄を結ぶドゥシグヮー
連絡先： 090-3373-5083（新田）　参加費： 無料（カンパ歓迎）

◆ドキュメンタリー映画『標的』上映＆トーク
4月30日（土）　広島弁護士会館3F大ホール
　1回目上映 13：00　トーク 14：55　２回目上映 16：40
参加費：1000円（学生無料）　映画1回とトーク
　　＊人数制限を行う場合は、入場券をお持ちの方優先
トーク：植村隆さん（『週刊金曜日』発行人兼社長）
　　元朝日新聞記者。「言論人としてこれからも闘う」
　　西嶋真司さん（映画監督 元RKB毎日放送）「標的とメディア」
共　催：日本ジャーナリスト会議広島支部（JCJ）
　　日本軍「慰安婦」問題解決ひろしまネットワーク
連絡先：090-4650-1208（難波）　090-3632-1410（土井）

◆日本軍「慰安婦」問題解決のための水曜街頭行動。
原則第１水曜日　5/4（水）6/1（水）７/６（水）12時〜13時
場所：広島市内本通り電停前（青山側）
内容：リレートーク・『岩のように』歌とダンス
主催：日本軍『慰安婦』問題解決ひろしまネットワーク
連絡先：090-3632-1410（土井）

＊雨天・コロナの状況によってはシール投票をせず本通電停前でスタンディング等になります。
憲法を変えるとどうなるの？
市民が考える１つの機会に！
どうぞご参加ください。

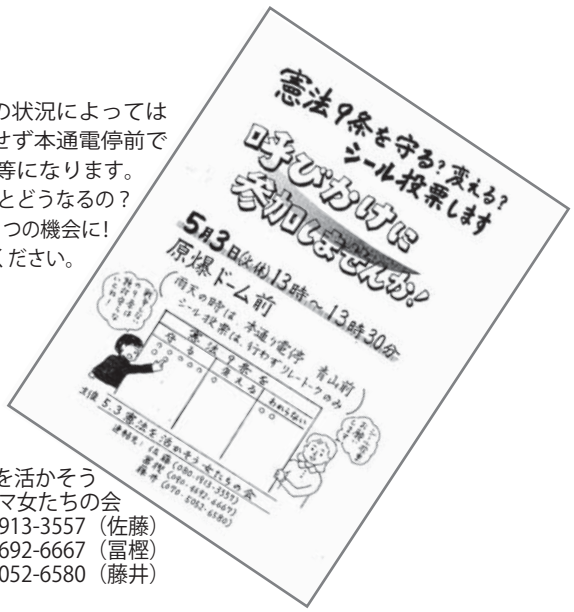

主催：5.3憲法を活かそう
　　ヒロシマ女たちの会
連絡先：080-1913-3557（佐藤）
　　090-4692-6667（冨樫）
　　070-5052-6580（藤井）

◆九条の会・はつかいち憲法学習会（１）
4月29日(金・休）14：00-16：00　日本基督教団廿日市教会
参加費：500円　＊オンラインも設定
講師：依田 有樹恵弁護士(広島弁護士会)
◆九条の会・はつかいち憲法学習会（2）
5月21日(土)14：00-16：00
廿日市市民活動センター第3研修室（オンラインも設定）
参加費：500円
講師：池上　忍弁護士(広島弁護士会)
◆九条の会・はつかいち憲法講演会（3）
6月4日(土)14：00-16：30
場所：廿日市商工保健会館交流プラザ（オンラインも設定）
参加費：800円
講師：渡辺　治（一橋大学名誉教授）
◆九条の会・はつかいち成人の日行動
　5月4日(水・休）12：00-13：30　廿日市市役所前
◆九条の会・はつかいちシール投票
　5月4日(水・休)15：00-16：00　宮島口桟橋付近
主催：九条の会・はつかいち
連絡：090-3373-5083(新田), nitta-hideki@kni.biglobe.ne.jp

◆教科書ネット・ひろしま総会／記念講演会
5月14日（土）14:00~16:30 広島市留学生会館ホール
参加費：1000円　　＊オンライン配信有り・事前申込
講師：アーサー・ビナードさん『ぼくらの日本語に未来はあるのか？
　　〜現代国語が消されてしまう今〜』
主催：教科書問題を考える市民ネットワーク・ひろしま
連絡先（申込先）：事務局（knet.hiroshima@gmail.com）

◆第12回共生フォーラムセミナー「技能実習制度の光と闇」
5月29日（日）15時から17時　日本バプテスト広島教会
　　（オンライン配信あり）
参加費・資料代：無料
講師：岩下康子（広島文教大学准教授）
主催：共生フォーラムひろしま、
　　外国人住民との共生を実現する広島キリスト者連絡協議会
連絡先：電話070-3771-9235　　mail:kyosei.fh@gmail.com

事務局から

22 年 8.6 新聞意見広告賛同・会費をお願いしま〜す！

- 第九条の会ヒロシマも設立 30 年を迎え、新たな 22 年度の活動が始まりました。いよいよ改憲が危ないこの年に、皆さまと一緒に立ち向かいたいと思います。応援をよろしくお願いします。
- 皆さんと一緒に作る 8.6 新聞意見広告 22 です。ご賛同と共に、メッセージをお寄せください。お待ちしています。
- 封筒のタックシールに皆さまの入金状況を記載しております。もしこちらの間違いがあれば、遠慮なくご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。

後記

- 113 号にも！心に響くメッセージやズシンと内容ある原稿を頂きました。多くの人に読んで頂きたいです。
- 今年は少しスローペースで、と思ってたのに…　重要土地規制法廃止にむけ、広島県議会へ意見書請願の取組みを始めてしまった。挫折しないようココに書いておきましょ。
- 30 周年記念集会でスピーチしてくださった皆さんの写真がみんなマスク。仕方ないけどちょっと残念。
- コロナまん延防止措置が解除されて、たくさんの行事ができるのは嬉しいけど、急に忙しくなりましたね。